

小精舎旌載

二

大正十二年二月起筆

特別

14

1919

350





小栞屋雜載二

大正十三年二月上浣起筆



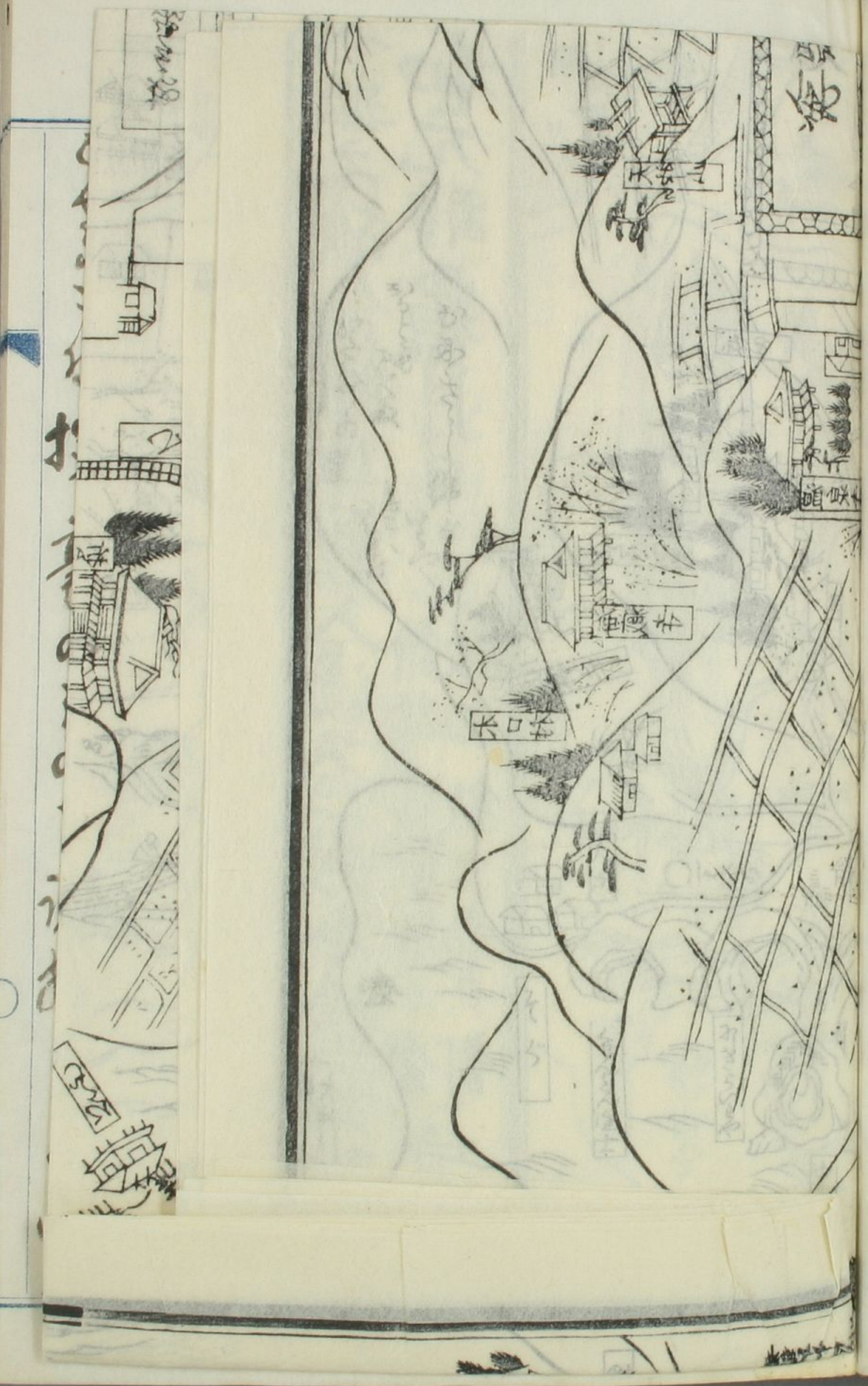
毎年歳首執海に到るを例とす、行けはめを道邊  
 と人等し道邊と今午の心、談笑の詞も益を受  
 く、文藝方面の事如き余の聊う知るものも皆  
 執海社入といふ可也、此年と大隈侯墓を以て  
 終りに行へたりとて、代り今年も二回も往復  
 し、美都府道邊方に泊りし等、前回の記を  
 前冊に在り二回の記も此冊にあり、但し今次  
 二回共勝ぶる事あり、益を得る核心を欠く等  
 を遺憾とす、本冊中一二あり、道邊の談を載るもの

乙未年... 鳴謙吉



山城大國德寺法堂内部 第九十六圖





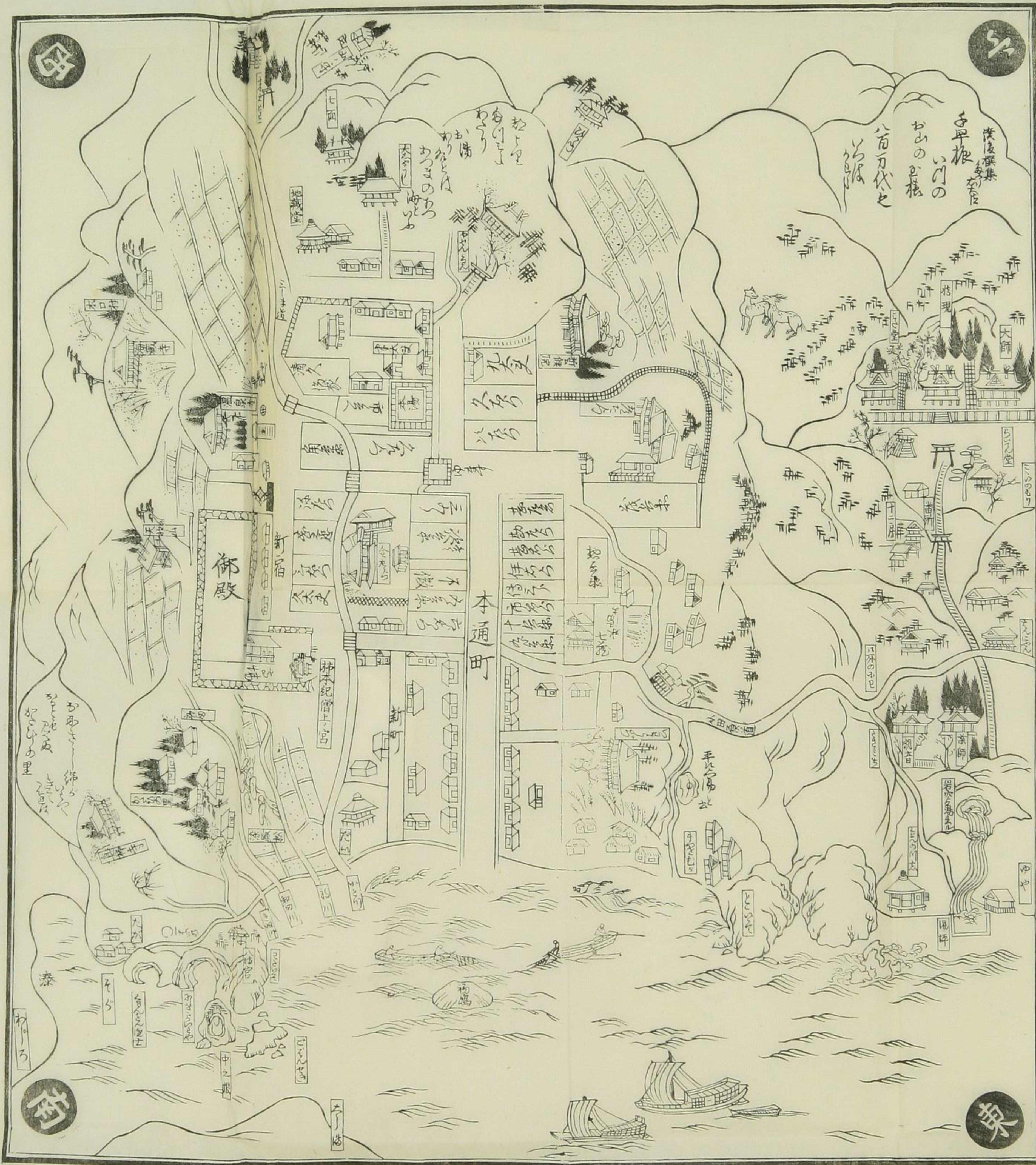
二と七の贈る若のを候如且つ物しるる  
 きりす





# 豆列執海繪圖

右此之繪高板巧未無之故余雖成魚入湯為一殿今繪圖改正而  
 令開板者也時二天和元醉霜月日  
 繪師菱河吉兵衛  
 板工飯田赤兵衛  
 碧屋造









依りて思へらく、吾々の心を照らす、誤るゝ志持  
 るをいふを、吾々の心を照らす、誤るゝ志持  
 こ、成るゝと先方し迷惑を減する一法を二人  
 合心の額面を造るゝ、在るゝ志持するゝと一  
 つの字を造るゝ、先方し家刻家するゝ、金石縁  
 の三字を二人筆で一文字を造るゝ、雨の  
 え、各家の下に、某八の心印を捺せば、縁の  
 廣先りもするゝ、題詞の終りも七三人の印を  
 (皆五八他) 主ぬを捺すべしと、吾々の志持  
 と余主ぬを、余先づ六報風の金字を造  
 (次こそ) 造るゝ、吾々の志持、縁字を造  
 造るゝ、一画縁一面成るゝ、吾々の志持、縁字を

金 石 縁

リ、其の題詞、吾々の志持、縁字を造るゝ、  
 字、秋州道人時大正癸亥二月  
 三日也  
 造造訪問の文に、揮毫を承るゝ、  
 大幅二幅を造るゝ、一幅余一月訪  
 問の時上額、満目の媚、の四字  
 を横出す、吾々の志持、今次更も、他  
 の一幅と又一行の縦を、吾々の志持、  
 余、咄嗟に流し、面海背山成別  
 村、数家鶏犬、是、枕涼しと題す  
 此、九清人の句、吾々の志持、別業を形  
 容し得し、吾々の志持、と吾々の志持、



余六具に乗じある遺の書あるは二毛書畫紙  
 の首端に梅墨紙の三字を墨す又分厚  
 の需に厚い噴き達の二毛類と必終三山  
 田正平に書痛しと具つんとて石筆筆を  
 の三字と出し、今厚をくして正平の政とし  
 あり感具なる動きまゝ四五の紙を著し  
 あり二月三日午後一時も四時におる、道邊  
 出齋中

の道邊とよみ程々の後説に耽つた折に性照のるる  
 端つた外、国語林の紙あり、加のべき二三の字を道邊に  
 出したこともあり、道邊とよみ出たは示さんれこと  
 七ある、元りあり、こゝに書きつけおく

- 徳の時代をいふ所の初年より、**櫻葉**の  
 の見世物のあつた中、ヤレフケソレフケと  
 えふがあら、この女子の陰部は吹矢を  
 擬し、ヤレフケソレフケと雑すの、ある
- 親子おぬすも江戸むらいむらむら  
 とよみ、親子相貫ぬくとよみ、まむら  
 あり
- 此頃の文人は武田無忠屋が出した本は十一  
 指のさす所とよみがある、自家の行歴を  
 書いたよみ、五、十一指とよみ、十指  
 の外に陽基をかくの、あり
- 上巻の東齋の盛るる頃、坂本に花海を







つけるのこある、つまり吸ひ出すとふおう  
ら来たにともあろう

一 南北や本阿弥のちいれ脚あつてもあつても  
不ど疵痕のちいれ多うつに、一口の甘えは三  
回七強の妙や性態を露骨にあらわさ  
び演じに南北の老う口を強曲のゆえを  
男のあつて裸体とさうして世をまたぐせ方  
が白粉でぬうつぶしに股を踏更らあつて  
ひあつていするとも珍らしうぬことであつ  
た、浮世傳で斯の書と危う病とさう  
あるが、あつて西のちいれとさうして  
の、危う病とさう本ひあつてあつて

ちいれちいれ、あつてあつてあつてあつて  
十分も補ぐと危うぬことあつて

一 江戸時代墨田の辰根船も、隻杖の  
常備品とさうしてあつて、北船を登  
流の横切にあつて、例の首尾の松あつ  
り、船頭の名を利うして陸にあつ  
る、母そこちあつてあつて、あつてあつ  
の松とさうのちいれあつて、こんどと  
共う縁義を認めあつて、松えにちいれ  
とさう、首尾の松も、あつてあつてあつ  
あつて

一 今津の流しと九州の流しとあつて











ハ白面して中人の質も肥りてあつたやと聞  
曰左の如し、余曰くこれ神下り在人うして高き  
無頼也、其家の床柱、磔柱也、常より余の終  
る北木に上ると、常より好んで寺の知者の隠せし  
世を多き後を好むなり、金を金あり、山崎の浄瑠  
璃は有り、杯も有り、世といふものあり、彼人の  
家、一往言を傳へて、人忽ち肥下り人、事ありて  
争闘す、常よりオカワ引（ハ竹地同心の老い、深  
者）有り、人又ハ侍徳の繁、其家、事あり、位も高  
く、花川為寺の知者、音相竹の娘と、お馴れ  
えと、計りて金、二、三、四、五、と、言傳へ  
定め、其夫人、是を好むなり、河崎の、其夫人、金を

揮、て、情、を、初めは、又、妓、輩、大、い、な、表、は  
しが、其、終、は、人、體、可、怖、の、状、あり、し、如、き  
恐、懼、と、妓、輩、と、又、な、重、と、恐、懼、ふ、り、し  
と、儼、然、と、言、を、傳、へ、其、夫、人、を、見、し、時、に  
人、甚、は、群、が、を、見、物、し、柳、橋、を、今、は、禪、お  
し、て、可、怖、と、い、は、る、

ユスリ坊、既、の、西、目、耀、如、なる、を、其、の、磔、柱、と、い、ふ、は  
余、の、記、み、も、家、に、今、有、存、在、す、る、や、此、河、に、古、杖、を  
併、存、す、と、ある、ハ、此、大、星、柱、有、し、ある、ハ、似、たり、問  
ふ、と、見、せ、り、し、と、貴、し、威、也、去、る、と、も、余、の、功、ひ、し  
家、と、白、面、云、り、する、家、と、同、一、と、も、や、神、下  
こ、ろ、ハ、果、然、と、候、も、思、ひ、る、者、に、え、ん、と、致、さ、る、こと、



一と云ふに三田村と通例浮割に上はす此坊既の御  
名を全くとすなりしと一と云ふを終るをゆふりく  
舟戸家う貧乏状政を流る一手ありしある時  
簡を別けしは、是れ徳川家の親戚があるから公  
儀の後人七切らぬ勢ひ見ぬうしと云ふ、室を許さ  
る(ききり)しうの、そんをゆる北の坊既を、舟戸の御  
名このけはぬ、不南の園を枕橋の舟戸御ゆか  
はぬ、じう窮をまひまへ、晴る漢文句にエスッ  
とのひ、舟戸家、松平表の坊既と云うるを、厄女と  
由、五のあを坊既、老の口を寒かんり、此の地  
多許知と云うる宗春を捕んと云うは、係し紀伊  
してトシ座と云ふ、舟戸家の此のありり、此の

ふ、そ名叶いず、終に狀守の事殺して園守とす  
件を尋りぬ、此の地、のめ、芝岳や後必をま  
と松平不昧を東叡山の凌霄院の花ひエスッ  
ゆふりてぬ、がえをマツカる、雲ひあるといふ  
宗春の祖父河内山宗又と奥坊主組頭もむ勤め  
父宗龍と奥坊主と云うた、寛政三年四年と引  
繼いで死なし、宗春を出仕せし、幼年お善清と  
いつと無役ひあつた、と云ふ、白鳥の記も、又政之  
年七月六日のうと居り、即ち宗春入牢後の  
記も、しあう

○上野浅草を獲て二三具を感し、此ことを若  
の序は、おねす、東叡山の金貨あり有るる







の傍用も其の必要のある大名はありては  
加州家をいしを金々寄納くの御義理にお借  
する并借しはまきの金包で取りて来て、復れ  
持て物つは、只此利息を上納するにえんお借  
しはのむある、けれども是必要のありて、お借する大  
名の方が多かつはのむ無論である、越何十三丁目  
のむ大名あるの借納かあるはことを忘るは  
さしぬ、後つて返納の出来るの利息の滞は  
つ大名もあつは、其時々の雨白の訴訟をせ  
す世も並みあるをり方むある、連印しは  
坊の閉門を命するのむある、お坊の閉つて  
殿様のお申家のお借の上納くをりて

這入り込むる、さういふ、まの坊を物ぬ込む御り  
往の、年末締めつて、將軍の御免が  
あるのむ、何とてお坊の閉つてを御免  
て買はんまの、勿論貸附するのむある、本全  
を持つて来て、利息はけ物ぬ、古くは又借りて  
往つて貸し、のむある、後つて見え金をするやう  
にするは、五厘の時効を毎年正月一日から  
おむの間にあつは、五厘の時効といふは、見  
と金の時効といつは、方が正確である、毎年  
其時換へるをも、お借するを、さう大佛の  
後方に弾痕凄しい、お坊の長は、染の  
里門(さるが、買輪の田も、お坊)が山王







前句と新花稿に云々する某寺の猫一件に關係あるもの後句と飛騨花の中の位と云ふ

○此物の植物なる南方熊楠が此の珍らしい菌を  
発見したるの仕末を云々してガット必き記さん  
に和歌山に某倉庫人の社がある。印が錦を多く  
貯りありしこの漸く引取ると、あとも捨てる  
倉庫の一隅の隅に茸生え居たり。本邦より嘗  
つて見覚えあるものも何人も聞かざる不  
終に南方に尋ね問ふこととなりしが、流石の南方  
人もも當ると思ひ及ばざるものありといふ  
が珍らしい植物なるもの味もたう、研究に  
専らとめをかつく此人のする心打つるもの

此物を見るに照合するに、印が、粒を略々似たる菌の圖  
と見し、その菌の形を陽基の電動に酷  
似し、同くあると、用、蓮、葉の附帯物  
ありそのしく異なるが、大体に似たるもの  
を、印が毒の塊に附着し、有りたる種子の生え  
出で、そのものと、理解さん、あるは、研究を遂  
ぐるに、北菌佛典に、あるは、あるは、佛の或  
るもの、余り、某石より北菌を取ら、あるは、印  
あり、その文、中、之を、取り、中、荒  
し、女人、今、この、事、何、軒、窓、懐、念、の  
く、し、法、と、見、せ、し、可、く、と、注、意、の、甚、だ、な  
る、もの、あり、北の菌こそ婦人の淫遊を、さ、る、不



思儀の效験あるものなり。北島氣をうげば女人の急  
 ち境場とて亂れ流のを断れにます。その効験  
 牛言のそのに似たりといふ、南方の之れをいふの  
 分の妻の士に試みたる果して效験ある者五六の  
 婦人の試みたるも同じ効力あるをいふ。テツヤリ  
 是と理解し、えらむ自家の名をつけし紀念と  
 ちんと研究の結果を今公表せん為の没却り  
 あつとせしむ *Mao de Zamenbeck* 二月六日記  
 ○漢字の花前つと今高才工業者の技がまうてある。  
 七とと幕府の官庫あり。このあつたのしある。自合  
 うぬ流八九年次第をみる。来に流うと西洋流うの  
 家う運してこの國を流流やとらうてある。そのうに

免ふあむぐ、糸南拍くる。つれことらむをたふさむ  
 お別日深の所むあむ。いつむ此をむさる毎に國を  
 留め代も思ひ出すとむ。例の札差連のるやとも  
 想ひ出さむ。皆えぬ、全体此の官庫を知行を  
 比多の幕府に傳録を。こゝ受ふつれのひある。武士  
 う一年三が禄高に意する。米俵を納むり。公料を  
 除き残りも。受印する。まき、せんお座の便利う無  
 けん。このぬ律ひ。こゝえらる。等を引合けを。受印  
 の押施をする。この出来比、せん。札差ひある。も  
 享保頃の店舗を構むるもの。このその本り。格  
 禄高の。この。此所に。来る。武士の。休。此。流。する。







毒と云うておびの、後より奥中より拾うか、此の  
の比と云ふことより直なるものか、札差をキツ  
まひ之れを如何にするか、出来ぬ

札差も暴利を貪り、豪奢を極め、天四訓も幕末  
の事、欽仰の如く、目もあつた、幕末の  
攘夷論、沸騰の時、幕府も浪士の仕末に困  
み、浪士を以て浪士を制する、臨川の精策を以て  
即ち浪士の肉を、官僚浪士も出来ぬ、その果敢  
中へある、彼等も、攘夷の如く、水戸を、  
名を、札差を以て、前へ、官僚に、  
りをつけ、名義は美、法士と云ふ、公認浪士  
ひあるから、官廳も黙して、此のをよむこと、

札差の老く、出さず、二〇、  
彼等、兵衛ハ、  
後味増する、  
千五、  
の証、  
を、  
ある、  
文、  
る、  
一例、

二月七日記

○此、  
と、















池多うあるところ、浄土をその中の関係も  
 あつたと云く、この浄土ありあうをうと思ふ、全  
 体此果佛子の江戸、出れう出ぬう、あふるとありて  
 おれのおあるが、北の池、果しと右の日記も、あつた  
 九心、江戸人出れこころヤット判然する、浄土あり、雲  
 雲寺と浄土の開基と云ふ、大徳の延命寺  
 七浄土をその基と云ふ、此頃又宇田の文  
 海の中寺、浄土の好あり、南の弘道傳正と  
 リ、ゆえに法といふ、大徳の毎日、浄土の好あり、お  
 る、まゝとおよそ左の如きこと、おぼろげること、  
 果佛子、浄土、開基あり、こと、P. 100

近松内を工内と云ふ、其の意は

運敬—浄土教—蓮體—契沖

宇田川之海

弘道傳正の

- (一) 近松は浄土教と師友の關係あり
- (二) 近松はまた浄土教の高弟たる蓮體和あるも  
單す、同門の關係は上に師友の關係あり
- (三) 其の縁故によつて、座之の竹田出雲子蓮體に依  
依たり

No. 2  
 近松は弘道傳正が其師、應遍あり、其の事、聞きしこと、  
 近松延命寺に云傳し、しとて、金玉といふ、浄土  
 傳正の所持せる、浄土傳正の起る、其の事、  
 浄土傳正の起る、其の事、



弘道信正に譲りたるところと縁令之誤りたるの也

淨土教 字本淨

如法真言律字の始祖  
鬼任此寺開山

蓮體 字本淨

淨土教の書名、  
河内天見寺(清水)地純寺の開山

四二師 以上二師の法子を傳へし人なりと  
ち弘道信正の師

宇田川文海は弘道信正の傳を評して曰く

- (一) 淨土教が盛中時に授けしは江下に下りしは  
貞亨元年十二月に其後入寂あり  
江下に住せり 近松かゝる命を大段に移し  
は之を三月正月正月あやかし 皇の河内の鬼任  
りて往來して教を考へけたりと信じていたし  
(二) 蓮體は淨土教不在中 此命寺を兼信し  
又高安の教興寺、河内の如法寺を兼  
信したる如故に近松が大段に移し後には  
未だ信じて教を考へるの便はありあり  
(三) 蓮體の日記に左の二語あり以て伏見の



関係とは是等の材料を以て

字保之年 正月二十九日 桑尚寺

赴信草

二十八日 於竹田 奉開帳供養 三十三

所觀世を

二十一日 竹田 建之 三十三 所觀世を

開眼供養を

宇田川又白く

其の多きは

蓮體の草書は其の十卷にありて其の專行の  
ものも亦あり 因に舊報、勸善徳心蓮の

道義の飲を 男を便耳にハリ

多し 女が為めに 平易卑近に 極を 通終

の 中 隨 時 的 に 書 け し 女 子 に 此 等

に 於 して 是 に 近 於 的 節 友 友 友 友 友 友 友 友

に 對 して

秘 書 安 心 往 來 書 其 子 女 之 趣 向

結 語 確 石 其 子 女 之 自 序

又白く

蓮體の詩に在りて 女 子 之 趣 向 之 趣 向

味を解し 是 等 之 趣 向 之 趣 向

聞 教 致 行

當 心 海 子 事 共 意 舒 何 恨 存 身 飲 食 陸







すまふに價値あり、本書を今極めて稀款  
ニと爲す

一 玩珠望録

一冊

天明七年刊本 著者不明なり、其の書名を  
を欠き、序「一半腐蝕、其名ある可ら  
ず」等あり、此名を附す、小倉金魚  
屋を玩ふと同し、玩珠望録を玩ひし  
ことあり、或を望に、珠を仕込あり  
或は賣りもの望を言て、愛しむこと  
もあり、此方より其の育飼育の方法を  
得し、この也、本「思ふ」ものあり  
好む家の珠とす、名也

一 古書印譜

一冊

元珠のあり、秋月能附の人の書  
應じ、自用の印を指し、その余古書  
に所あるを以て、架中、二、三、と  
あり、但し此譜、前部、古書自  
筆の序あり、是に指す、古書、  
中、花、癡、ボの刻印とあり、  
小波の刻印を、或は此譜、  
即小波の印也、乃ち此譜を、  
漢印と見るも、亦可也、  
今、架中、未、此  
小波の印譜あり、  
初め、此の刻者の、  
尾を、見、



○寺門靜軒之去爲長條幅を括ち来りてあり、金  
人と愛するに似て、購ふ花幅に加之、此幅由淵明を  
詠す、起首西晋二代才一人、法句清希、物云今来辭  
六十八年、の時始す、是らう、此人の虫古拙る、未  
一程の凡款あり、虫畫値と、彫るるも、比し、  
扱はざるもの、但し此幅志、美し、し、  
しあり、價二十一日、志藝と、  
十日、も、  
す(二月九日記)

ら生殖系研究を以て、  
盛丸と強丸と、  
あ、  
祖宗と、  
ある人物と、  
本より、  
生殖系研究の、  
りい、  
七、  
う、  
う、  
ひ

(二月九日記)



○両方市中を過り花干の圖を購ふ

一 葛録

三冊

一 和蘭医事問答

合一冊

二卷

一 晚香堂蘇帖

十二帖

一 歐陽詢黃葉和名表

一帖

葛録寛政年間大概花干の刊行する所を概して  
関するもの略々収めて此の如きなり、烟具の圖花干あり  
本草書中之れを缺く可らざるのみならず喫烟家の  
玩賞するべきもの也近年此者稀歎に属し随つて價  
甚に高し、余の得たるもの三十冊也、医事問答を連  
部清庵の問に對し杉田鶴齋の答書を併せ  
の和年間二冊本として刊行する所、医術に關する

外蘭學創始の状を徵すべきものあり、此類の如き  
と極めを貴し、晚香堂蘇帖と米帖蘇帖と蘇帖  
味帖とを格にお珍しくし、そのありあり、唯此帖最  
に納の器の粗甚佳也、今余も也、軒高花也、其  
華和名帖坊可多く見ざるもの正楷各字五分方角  
字數係計四万許也

二月十四日記

○偶々ある家の一角に酒飲  
とあるあり、家の一角に酒飲あり、酒飲用摺物  
入りあり、其を以て法字に元りあるあり、台時  
の唐字とくし、其の古也、こゝなる唐字も七元  
や、新減の酒に流しつてあり、江戸紋味の名紙  
と思ふに流石とす、其のこゝに、おめおめ







の古碑、淡谷の厨、古田久兵衛を治めて多くの園を  
と池、若千の珍書を購ひ、その淡谷の厨より人  
を典兵衛すし、らと美ら子も来りたりとあや  
まの人の何れも、酸味をのぬき、実家の事を物  
か、し、お世来大坊ひらりとをめ、ひらりと、  
一笑す

○中山、湯の、淡谷山形す切一幅を高くし、未だ書  
畫高き、命未だ購ひ、及んず、借りて、古宅に掲  
け、連日相親しむ、此人の画氣格甚高く、筆力  
亦筆山に方る、余此人の画を對する、こと、亦、高  
感、おん、る、あ、い、墨、も、此人の集を得る、其、意、漸、や  
く、獲、て、歸、る、亦、流、行、記、を、得、而、し、て、其、畫、を、得、る、不

す、此畫、勝、て、架、中、に、置、か、ん、う、但、其、意、感、と、る  
七の二あり、曰く、長七の積り、短き事、何れ、價、の、甚、不、廉、を  
ること、前者、思、ふ、一、し、後、者、を、た、あ、何、れ、ん、ぬ、天、こ、  
○二、産、産、の、文、形、を、捨、し、書、り、を、奇、一、百、々、な、り、二、三  
の、こ、の、を、得、す、ら、る、も、あ、し、と、こ、こ、の、何、れ、お、く

○下帯 特白昇神 又た袴

めん、ど、し、の、う、い、し、つ、つ、た、つ、と、る、と、い、又、た、た、の、帯、  
も、つ、ひ、し、ら、う、又、下、帯、と、い、ふ、又、た、た、の、帯、と、い、ふ、  
心、は、い、い、何、れ、も、一、つ、物、と、い、ふ、是、は、一、幅、を、い、ふ、の、陰







此三字を又フサギと訓ハ誤ラシク又神を丸いむうま  
和んあはむいふううう  
ともつあうう、浮平生を意記す三十五片断は條は  
いむうまを、うまことあり、神をなけ短くして膝  
のまをむううう、以上神の多又めんご  
を湯具ともそめううう、以上神の多又めんご  
湯の若うめうう下の号をあらう、お陰をあらう  
して湯をうううう、めんごをうまことして湯  
うううの湯具をうううう、又世末下の小神の  
うまうまをうまうまといふ  
めんごといふううう、めんご、湯をうま、梅  
めんご、うまうまの湯をうまうま、梅  
於世末のヤ子、うまうまの湯をうまうま、梅

といふまあり、この文は、牛のえま、えま、是馬  
のあはむいふうう、梅  
もあううう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅  
あはむいふうう、うまうま、あはむいふうう、梅

○支那演劇

劇情偶寄歌舞ノ命ニ云、一曰取材、取材は何  
優人所謂脚也、是已、喉音清越、而氣長  
者、正生、小生、之料也、喉音嬌婉、而氣足者、



且貼且之料也、稍次則充老且、喉音清  
亮而稍帶質朴者、外末之料也、喉音悲壯  
而略近唯殺者、大洋之料也、至于丑與副淨  
則不論喉音、止取性情之法、澆口止匿之便  
捷而已、然此等脚色、似易實難、男優之不易得  
者二且、女優之不易得者淨丑、不善配  
脚色者、每以下懸充之

○支那の俗語

春暈曰、後漢司馬德操與人語、莫問好惡、皆言  
好、有人自陳子死、答曰、大好、妻責之曰、人以表有  
德故相告、何忽聞人子死、便言好、德操曰、卿言

亦大好、其未標題曰、司馬稱好、言好是俗語、世說  
注引別傳、好字皆改、雅則雅矣、不若存俗語  
之有趣、既陽永叔脩五代史、至託人言、則往  
夕存俗語而不改、蓋為此也、司馬子長作史記  
亦有一二用俗語處、其意可知也、其實雅  
經傳古書、安知其決不用俗語哉、何者、俗語  
亦有古今之異、古時俗語、後人不得知耳、朱晦  
庵嘗疑尚書盤庚中、極難漢雅解處、恐  
或當時俗語、此亦未可知也

○大改天下、  
肉とと素と新の、此人がニテ一研究家と云ふ名也



人、去年早稲のの降巻ニダンテーの降巻を  
めことあり。此年今降ハ一大幅、新キ一降余  
う寸本を蒐集すと云々。百餘年許前出版の豆本  
ダンテ神曲を贈るは、縁國あるも、面積を今  
か、如の也。年輩五十四五、行々ダンテ  
ニ就て修、日本ニ移り此人の門下生とも見らる  
目し、研究家あり、多、神曲を及海、上校  
し、居るよし、余い、及心、外  
ニ於て、少、教、此、人、の、心、を、執、心、ニ、研、究、す、る  
もの、常、ニ、絶、以、夫、逸、つ、る、ダン、テ、ー、の、心、物、の、注、釋、  
批評、傳、る、の、類、の、出版、を、見、る、事、す、の、實、に、夥  
しく、至、大、る、エ、レ、ン、シ、ヨ、ン、ク、ニ、業、冊、ニ、七、及、ぶ

とき、北、洋、人、の、心、物、の、存、在、す、る、もの、を、神、曲、の  
外、三、四、行、の、心、物、と、云、前、記、五、六、行、と、云、云、  
と、ま、あ、ら、う、の、関、係、を、難、に、を、り、し、て、云、云、  
もの、あり、河、合、伊、右、利、語、に、通、て、云、云、  
か、ら、く、地、の、好、評、多、く、云、云、  
一、神、曲、の、神、曲、を、後、述、す、る、心、を、始、方、解、する、もの、也  
大、人、級、一、六、百、三、十、年、を、経、て、河、合、に、比、し、  
バ、約、三、倍、も、古、き、時、代、の、人、に、研、究、施、す、一、層、困  
難、を、も、つ、る、也

大、學、身、心、の、平、安、を、共、に、其、の、需、を、  
ま、し、豆、本、教、中、一、點、を、出、し、て、玩、弄、す、大  
賀、紀、お、よ、と、レ、ペ、ト、ラ、ル、カ、の、初、本、を、贈、る、こ、に



































數經典の甚大成あり。廿冊數五十ある。上り完本甚に  
 稀し。我内府の圖書寮に幸ひ。完本あり。後より我  
 邦の誇りとせし。が支那に於て僅に完本の存  
 するものあること左に収めたる綴起し。其を得ず  
 此の重刊を極めたる業あり。多分成就すること  
 其の界の終るべきまで。元本の原寸大と  
 思ひ。尚つて我内府本を以て。ことあり。其の相  
 同。五行目。同陽のあり。其の折帖。物とする  
 界ること。其の綴本也。此の重刊の原本と  
 何が。其の綴本とせん

二月十日記

重印正統道藏緣起

道家之書晉粹成藏始自六朝歷唐宋金元遞有增輯  
 卷帙繁夥靡可殫究其詳見於至元十二年道藏尊經  
 歷代綱目刻石至明正統十年重輯全藏以千文編次  
 自天字至英字萬曆三十五年續藏自杜字至纓字三  
 洞四輔十二類都五百二十函五千四百八十五册經  
 廠刊版率用舊規傳至有清舊度於大光明殿日有損  
 缺迨庚子之亂存版盡燬各省道觀藏本亦稀京師白  
 雲觀乃長春真人祖庭爲北宗靈宇獨存全藏幾成孤  
 帙雖經錄符圖類屬晚出而地誌傳記旁及醫藥占卜  
 之書或出晉宋以前或爲唐人所撰清代四庫既未甄  
 收藏書家亦鮮傳錄其中周秦諸子半據宋刊金元專  
 集尤多祕笈乾嘉學者研索及斯隻義單辭珍俾星鳳  
 采輯未竟有待方來至若瓊簡琳文玄言畢萃非資博  
 覽曷闡真源宗教學術所係重已等遠懷神契近閱  
 頽波深懼古籍就湮幽詮終闕因議重印用廣流傳經  
 東海徐公慨出俸錢成斯宏舉特與商務印書館訂約  
 專承印事合併梵夾改爲線裝摹影校勘三載克畢爰  
 訂預約簡章十三條列於左方海內閱達尙垂察焉

發起人

- |     |     |
|-----|-----|
| 董張  | 田李  |
| 康有爲 | 文盛  |
| 趙爾巽 | 錢能訓 |
| 梁元濟 | 張元濟 |
| 黃炎培 | 江朝宗 |
| 傅增湘 | 熊希齡 |
- 同啓







○五六年の由に遊學し、昨年十二月帰朝して、甚多  
吟言と時評、雑誌等に撰き、活潑な筆の親友の活  
をせよと云ふ、其中、獨り、その術、其他、思想、上、の  
き特徴ありて、云ふに、獨り、の、思、上、の、終  
一、無、の、全体、各自、の、主、観、本、位、と、云、ふ、べき、思、想  
界、の、大、勢、を、あ、ら、う、と、云、ふ、改、善、を、い、ふ、言、は、す、は、  
取、ま、し、て、ある、大、衆、の、時、は、日本、を、必、然、獨、り、の、味  
方、と、する、もの、と、い、ふ、獨、り、の、術、を、い、ふ、は、主、観、  
本、位、に、ある、から、独、り、の、術、の、術、を、い、ふ、は、主、観、  
を、い、ふ、は、い、と、云、ふ、は、併、し、湊、合、し、て、組織、の、思、想  
を、編、制、する、一、面、に、到、る、を、他、を、利、害、及、心、奴  
こ、ん、を、同、玉、の、特徴、と、い、ふ、と、云、ふ、は、又、獨

己の親多、婚敗後の窮状に就き、男女、親、働  
らき、飲食、も、する、位、の、料、金、を、得、ら、ず、か、夫婦、と、な  
り、を、を、る、け、て、家、庭、を、心、ふ、丈、の、資、を、得、る、こと、を、利  
を、六、う、い、い、の、は、皆、を、放、浪、生、活、と、い、う、こと、を、い、ふ  
や、押、売、店、や、酒、場、な、ダンス、か、集、見、ひ、ある、と、い、ふ、め、を  
現象、に、見、い、ふ、こと、は、男、女、の、家、庭、を、形、つ、く、こと、の  
出来、る、の、め、め、と、い、ふ、代、用、に、二十、十、十、十、の、  
この、と、い、ふ、何、人、も、今、を、貯、蓄、する、の、心、を、い、ふ、  
と、い、う、こと、は、貯、蓄、を、マ、ー、リ、ツ、お、務、ら、ぬ、と、い、ふ、  
折、角、貯、蓄、し、て、よ、し、と、い、ふ、と、同、し、然、果、は、る、と、い、ふ、  
の、手、の、得、ん、心、左、の、手、を、是、果、の、心、を、い、ふ、  
く、し、の、俸、料、に、歸、つ、て、ある、後、者、一、面、マ、ー、リ、







○二月二十日記 又二三の回をを編め

一ト養在狂歌集 二冊

一梨園頼詒 一冊

一北島志 本四冊

ト養在狂歌集二枚あり美濃版大本と半紙本  
とあり、美濃版本挿紙の宜半紙本と版式  
同じ、さう書、異さう書し後と刊しなると  
也余の得たものと美濃本を、北島狂歌集の古  
きものものと著名のものとさうさう、在匠の挿紙  
あり故を以つて近來ぬる家、殊をてさう、余の得  
たものと鄭堂と修補しあう架上一つさう、是を梨  
園頼詒と何人の説はさうと詳しうのせし、コニヤ

リ本の大さうと後者海記さうと、序跋評語  
皆漢文を以て相島の文の著の心さうこと、  
まゝの頃の刊行さう、北島志と豊田天功著す  
るものと鄭堂の跋の好まらうしと、  
校す、北島志と擇太の多を記する詳う也、余久  
しく北島を地誌と思ひ居りし、  
北島と関する外交史さう、北島問題一  
時期の経緯を、  
序文と見さう、  
速成の著さうと、  
あり、  
○此の文の協会のさうと、



いふ、地主早稲田中を境と接し、舊大善教  
の一角、百二十四坪、ある所あり、此等、新道  
開け、候補地とす、道に面し、他の電車一  
開く、於てを便利を感ずべき地也、此地一  
校反、彼部文四郎の年々入りしが、彼部を別  
地を相して、位定を必り、今を不用とす、位  
之んを辨入とし、今之價の交渉中也、大  
四五千圓し、價を、協会の在金を抛り、之  
得る、ある、利の多し、建、築、要する、次  
他借、據、とる、を、得、幸、大隈家の不用、  
家、職、の、位、宅、一、棟、二、戸、を、賣、ら、む、  
を、預、轉、し、且、つ、あ、の、の、建、増、を、  
十二

千圓を要す、此の資金を一時借、土、地、  
建、築、を、決、行、く、所以、と、近、年、貸、家、の、  
高、し、最、初、一、年、一、千、圓、を、抑、ひ、し、  
上、え、し、為、進、増、額、の、傾、向、を、  
有、の、土、地、家、屋、を、有、す、大、隈、家、  
右、家、屋、寄、贈、を、換、と、し、此、  
十、二、  
○ 自、分、の、責、任、に、属、す、大、隈、侯、傳、記、書、業、七、昨、年、三、月、  
開、始、以、来、未、月、を、以、つ、一、滿、一、年、  
以、後、を、あ、あ、す、十、一、年、の、三、月、  
概、準、行、為、の、為、め、費、を、  
也、毎、月、と、定、め、ら、る、毎、月、を、  
資、金、の、











を見るには、先づ御府内と近郊との區劃に注意する事を要す。寛文の切圖以前のは御府内のみ繪圖にして、普通にこれを江戸繪圖といひ、御府内の外を近郊と稱して、御堀外の外郭を分てり。これらは今回複製せる明曆圖に參照しても明かなるが、本圖の如きも所謂御府内を越えて、他の圖にも其例あるが如く、特に西南に展開し居れるは、東海道の連絡に重きを置きたる關係なるべく、要するに江戸御府内と江戸市中との區劃明確なりしは繪圖に依て明かなり。寛文の切圖に就いて觀るも『江戸圖書目提要』には其御府内の部を「江戸大繪圖」と云ひ、他の四葉を「江戸外繪圖」と記せり。即ち現今の東京に市と府の別あるに同じく、郭の外内ともに江戸に相違はなければども、江戸大繪圖の範圍にある所の御府内は町奉行の支配に屬し、江戸外繪圖の範圍にある所の御府内の外は代官の支配に屬したるなり。これらも後に至りて幕府の『御府内往來沿革地圖』を編纂したる頃には、江戸の外郭を場末と稱したり。茲に於て江戸の外といふこと、場末と其意義混交し、

殆ど郭内外の別さへも曖昧と爲るに至れり。さて江戸圖の組立てに就ては、以上の如き慣習ありて、江戸御府内と江戸外とに別れ居り、明曆圖は勿論、其後の寛文二年の『新板武州江戸之圖』まで御府内のみなり。慶長、元和のかき圖についても古來疑問もあることなるが、殊に寛永の模刻には異論あり、この寛永の模刻と稱するものに三通ありて、一は屋代弘賢の傍書あるもの、複製なる小繪圖なり。其原圖なる『武州豊島郡江戸庄圖』の傍書には左の如くあり。

按するに、此圖を作りしは寛永七八年の頃ならんか、圖中に藤堂大學頭、加藤式部少輔、鳥居士佐守、本多美濃守等の屋敷あり、寛永七年藤堂和泉守高虎、加藤左馬介嘉明卒し、息大學頭高次、式部少輔明成相續す、八年鳥居士佐守成次、本多忠次卒す(寛明日記)然れば寛永七八年の間に此圖を印刷せる物なるべし、たゞ疑はしきは、加藤左馬介の下屋敷なり、式部と書べきを書改めざる誤りにてもあらむか、弘賢おもふに、此考は大久保西

山翁なるべし天保四年五月十五日七十六翁源弘賢書されども『武州豊島郡江戸庄圖』は寛永九年十二月の年號ありて、寛永かき圖として残れるものとの記録傳はれる由なれども、原圖を見たりといへる者なく、また原圖の所在を指摘せし者もなければ確かならず。故に寛永の三圖中、その一は所謂複製の複製なれば除き他の二圖ともに後人の想像に任せて造られたるものならんとの説、最も有力なる推定と信ぜられ居れば、明曆以前に於ける開板の江戸圖は、確證を見出す能はず。これらの總てに信をおく能はずとすれば、明曆大火以前の江戸の地圖は、明曆三年板の江戸圖に依るに非ざれば、他に求むべきものなしと謂はざるべからず。果して然らんに此複製をしますす、價値あり意義あるものたらしめんとす。明曆の市區大改正以後の江戸圖としては、萬治二年の『江戸小繪圖』あり。また寛文二年河野道清開板にかゝる京板の『江戸繪圖』あり。次いで寛文の大形切圖出でたり。此圖は前にもいひし如く五葉ありて江戸の郭内外を寫出せるもの、寛文十年十二

月に「江戸大繪圖」即ち御府内の部を開板し、翌十一年四月に本庄、深川、淺草の一部、同年十一月に淺草より下谷、上野、駒込染井邊まで、十二年六月に小石川牛込方面より新宿邊まで、十三年二月に赤坂、青山より三田、高繩邊までを出し了れり從來繪圖といへば一枚に収載したる慣例を打破して斯くの如き切圖を刊行したるは江戸圖として嚆矢たるのみならず、此圖は實に江戸繪圖に於ける最大權威者たり。これまでの繪圖は、何れも公許を得て發行したるものにあらず寛文の切圖は始めて幕府の公許を受けたれば「以御訟訴板行候間他所に而類板有間敷者也」と特記し、また従前の如き漠然たる見取り圖にあらずして、測量を嚴にし、間積り一分を五間に割當つる等の注意を拂ひたるは、當時にありては大事業なりしなり。猶著作者の名を「遠近道印」と記せり。これを本名なるべしと云ふ説もあれど、著作者それ自身の本名にはあらずるべく恐らくは假號ならんが、されど普通慣用の假號とは其趣を異にし、且つ遠近道印の名は一人占有の名にあらずることは、



を見るには、先づ御府内と近郊との区劃に注意する事を要す。寛文の切圖以前のは御府内のみ繪圖にして、普通にこれを江戸繪圖といひ、御府内の

寛文の繪圖を基礎として後年修正發行したる繪圖は天保板に至るまで此名を記せり、按ふに這は最初、寛文板が公許を得て開板され、江戸に關する圖の特權を經師屋嘉兵衛(後の地本問屋鱗形屋)の獲得したるより、後の江戸圖を開板するものが、新に公許を出願する手数を省かんが爲に、著作者の名を繼續し改板毎に假托して「遠近道印」の文字を襲用し、遂にこれが江戸圖元板の目標となり、繪圖發行權の商標の如く取扱はるゝに至りしならん歟。未完

### 江戸圖の發行に就いて

是れほどの廣さの地圖は、今日ならば石版か金屬版で容易に印刷する筈ですが、昔はそんな便法が無かつたので、困難を忍んで木版に彫刻してから手摺にしたのです。大形の木版一枚摺が如何に熟練な手腕を要するかは他日本紙上で別に申述べること、します。今回本圖を複製するに當つて極力原形を保存することに勉め、寸法は一分一厘も伸縮せず之を一面の大木版に彫刻し、又之を繼目なしの一枚紙に

殆ど郭内外の別さへも曖昧と爲るに至れり。さて江戸圖の組立てに就ては、以上の如き慣習ありて、江戸御府内と江戸外とに別れ居り、明曆圖は勿論、其後の寛文と江戸の『新反』も同様と聞か

摺り立て、それに筆彩色を施しました。平澤氏所藏の原圖は、同氏の手で軸物仕立にされたもので、袋はありませんが、複製圖には便宜の爲め袋を添へました。袋の文字は三村竹清氏の考案並に揮毫に係るものです。

此圖は彫刻、印刷、彩色に多大の日子と費用とが懸かりますので、『明和劇場圖』の例に倣つて特別刊行とせんかとも考へましたが、それでは頒布の範圍が狭いのは残念と存じて、特に進捗を急いで例月配付中に加へることにしました。

# 稀書複製會々報

第三期 第八回

大正十二年 二月

## 第八回配布本目錄

初春のいわひ

一册

原本は松廼舎文庫所藏の小形赤本中の尤品なり。畫面の大福帳に「延寶六年」とあるを最も珍とす。解説は次回に掲載すべし。

獸大平記 下卷 一册

この解説は上巻發行の際(前々回)詳悉したり。上巻の題簽は「上」とすべきを、誤て「上下」としたり。依て今回更に上巻の題簽を製し、下巻に挿入し置きたり前の題簽と貼替へらるゝか、又は其上に貼付せられたし。或は表紙の裏面(見かへし)に貼付し置かるゝも一方法なり。

## 第七回配布本解説 (其二)

### 新添江戸之圖 (つゝき)

前述の如く、明曆以前の江戸圖と稱するものは、いづれも信憑し難き點あるを以て、明曆大火以前の江戸市區の梗概を窺ふには、此の明曆圖に據るの外なし。本圖とても悉く正確なりとは見做し難しと雖も大火以前の刊行に屬する江戸圖として他に類なきことは疑なきが如し。

此以前の江戸圖はいづれも疑を容るゝ餘地ありとするも、參考用としては其價値少しとせず。今其例を擧げんに、往時關東地方にては、關東道又は阪東道と稱して、六丁を一里に算する習慣ありき。江戸開府の後、慶長、元和の頃も猶この里程法に據りしことは、元和六年の『江戸庄圖』の書入れに、東は千住口少うし寅へふりて淺艸の外まで日本橋



を見るには、先づ御府内と近郊との区劃に注意する事を要す。寛文の切圖以前のは御府内のみの繪圖にして、普通にこれを江戸繪圖といひ、御府内の

寛文の繪圖を基礎として後年修正發行したる繪圖は天保板に至るまで此名を記せり、按ふに這は最初、

より二十四五里立つく奥州海道是なり。  
南は芝品川口これも二十里の外たちつく也東海道是なり。

西への町續は小路町元武藏野の原五つつか迄は日本橋より關東道三十七八里立つく是北國海道なり。

北は神田板橋口王子迄三十四五里立續。

とあるによりて知るべし。又寛永模刻圖にも此里程算法を記入し居れども、明曆圖にては日本橋を起點とするは前例に據り、路程は丁敷を以て記せり。寛文二年版も亦それに倣ひ、寛文十年版の切圖には里程を記入せざれども、關東道の算法は明曆頃には既に廢れたるものと思はる。又文化文政頃まで残れる丹前風、即ち演劇には丹前六方といひて驕奢を街ひし彼の寛濶姿を産み出せし丹前風呂の所在地なる堀丹後守の屋敷(丹後守の屋敷前にありしを以て丹前風呂といふ)は、筋違見附うち須田町の左方にありて、元和圖にも寛永圖にも、此邊に堀丹後守、進藤織部の二邸を認むれども、明曆圖には進藤邸のみ存

と定めたりしが、火災を機として直ちに日本堤下に假小屋を構へ營業せしめたり。その舊地は寛文二年圖には江戸町一丁目二丁目の名を存せるも、同十年の切圖には、尾張町、禰宜町の名も削られて富澤町、長谷川町となり、江戸町の位置に新和泉町、高砂町、住吉町、難波町を置き、舊遊廓の横通りに、從來の繪圖になき人形町の名を刻せり。是等いづれも現今の町名にして、元吉原の位置を探るの便宜あり。

神社佛閣を繪圖面の一種の裝飾として取扱ふことは、古圖の慣例にして、本圖も亦之を誇大に畫きたり。江戸城及び見附に至りては尙更壯大に寫したるが、素より假裝的描寫にして櫓の位置すらも正確とは認め難し。蓋し當時その詳密なる描寫を禁じたるが故ならん。されば公許を経て開板したる寛文切圖には假裝的城郭をも記載せず、寶曆以後は全く江戸城の形を圖することを嚴禁したり。

繪圖面に薄藍、薄鼠の淡彩を加ふることは古くよりありしが、藍、黄、岱赭、丹などにて濃厚なる彩色を施したるは、明曆圖以前には殆ど見當らず、其

殆ど郭内外の別さへも曖昧と爲るに至れり。

さて江戸圖の組立てに就ては、以上の如き慣習ありて、江戸御府内と江戸外とに別れ居り、明曆圖は勿論、其後乃至二丁の『新反式日』と稱する

摺り立て、それに筆彩色を施しました。

平澤氏所藏の原圖は、同氏の手で軸物仕立にされし、堀邸は伊奈、戸田の二邸となれり。丹前によりて聯想さる、堀邸も明曆には既に遺跡となり居りしなり。

明曆革正前後の江戸を見るには、寛文圖と本圖との對照に據らざるべからず。革正に際して郭内の大名旗本の屋敷には著しき異動なかりしも、寺院の郭外に追移されしもの多し。例へば、筋違橋外の東本願寺が淺草の現在地に移され、三股にありし靈岸寺が深川に轉じ、其跡は寛文二年圖に材木町、新堀町と記され、寛文十年の切圖には、靈岸島と總稱して東湊町、材木町、新四日市町、新湊町、鹽町、長崎町、銀町などの町名を記せり。淺草見附の諸寺院には最も退轉多くして、旗本屋敷又は町家に變り、横山町に在りし西本願寺も逐はれ、其跡は御童坊屋敷となるなどの變遷を見るも、南方即ち高輪寄りの寺院には斧鉞の及ばざりしか、明曆圖も寛文圖も異動を認めず、又この革正に吉原の一廓も逐拂はれたるが、こは火災なくとも既に明曆二年十月廿日町奉行石谷將監より移轉の命令下り、翌三年三月を期限

以後には屢々見る所なれば、本圖は實に繪圖の彩色法に一新紀元を劃したるものと見るを得んか。猶寛文以後の繪圖には、例の切圖に符號を記入して辻番、阪道、屋敷の境界を示し、延寶七年版には大名の表道具を書き込み、元祿六年版には大名の鍵印を附したるものありて、竹本座が『諸國鍵じるし』の淨瑠璃を上演するに至りしも、此繪圖より思ひつきたりと云へり。爾來開版毎に種々の趣向を凝らしたるもの、如し。之を要するに、明曆圖は單に江戸の古圖として玩具視すべきものにあらず、精細に之を見れば所謂江戸情調を味ふの好資料たり。

平澤氏所藏の原圖は唐紙の如き脆弱の紙を用ひあり、上部題額中央の下方及び額縁の左端部に缺損あり、猶圖面の左端が、約文字一行通り截斷され居るを以て、東京市編輯課所藏の筆寫圖を参照して之を修補したり。此筆寫圖は明曆版の見取寫しにして、原圖よりも縦一寸、横三分ほど縮められ、増上寺廟所邊を省筆したり。されど書入れ文字には些の相違もなし。岩崎文庫所藏の同筆寫圖は東京市所藏のそ



を見るには、先づ御府内と近郊との区劃に注意する事を要す。寛文の切圖以前のは御府内のみの繪圖にして、普通にこれを江戸繪圖といひ、御府内の

寛文の繪圖を基礎として後年修正發行したる繪圖は天保反に正すとて七名と已より、安ふと言ふ設切、

れよりも一層小さく、一層省筆せる箇所多し。筆寫圖すら從來珍藏されたるを見れば、明曆版の原圖が如何に世に稀なるかを知るに足らん。

本圖は縦四尺、横一尺九寸六分の一枚圖にして、之を一面の板木に刻し、之を繼目なき一枚紙に摺りあげ、更に之に素撲なる毛筆彩色を施して、原圖の面目を髣髴せしむる爲めには多大の苦心を要したり。爰に、彫工大塚氏、摺工阿部氏、彩色の勞を執られたる樋口氏、袋の文字を揮毫されたる三村氏に對して、深厚なる謝意を表す。

### 解説正誤

前回會報、『新添江戸圖』解説のうち左の通り正誤す。

- 二頁下段八行目 「て、一は屋代弘賢の」の八字を削り「三通とも同一圖式にして、一は屋代弘賢の傍書あるもの、二は之なきもの、三は」の三十三字を加ふ。
- 三頁上段二行目

殆ど郭内外の別さへも曖昧とみるに至れり。

さて江戸圖の組立てに就ては、以上の如き慣習ありて、江戸御府内と江戸外とに別れ居り、明曆圖は

摺り立て、それに筆彩色を施しました。

手澤氏所蔵の原圖は、司氏の手で軸物仕立にされ

四

別行とす。

三頁上段六行目

「故に寛永の」の次、「三圖中」より七行目の「他の三圖ともに」まで廿六字を削り、「繪圖は」の三字を加ふ。

### 次回刊行豫告

氷の朔日 近松門左衛門作、繪入細字本

江戸名所圖會草稿 長谷川雪旦筆

### 第三期 既刊書目

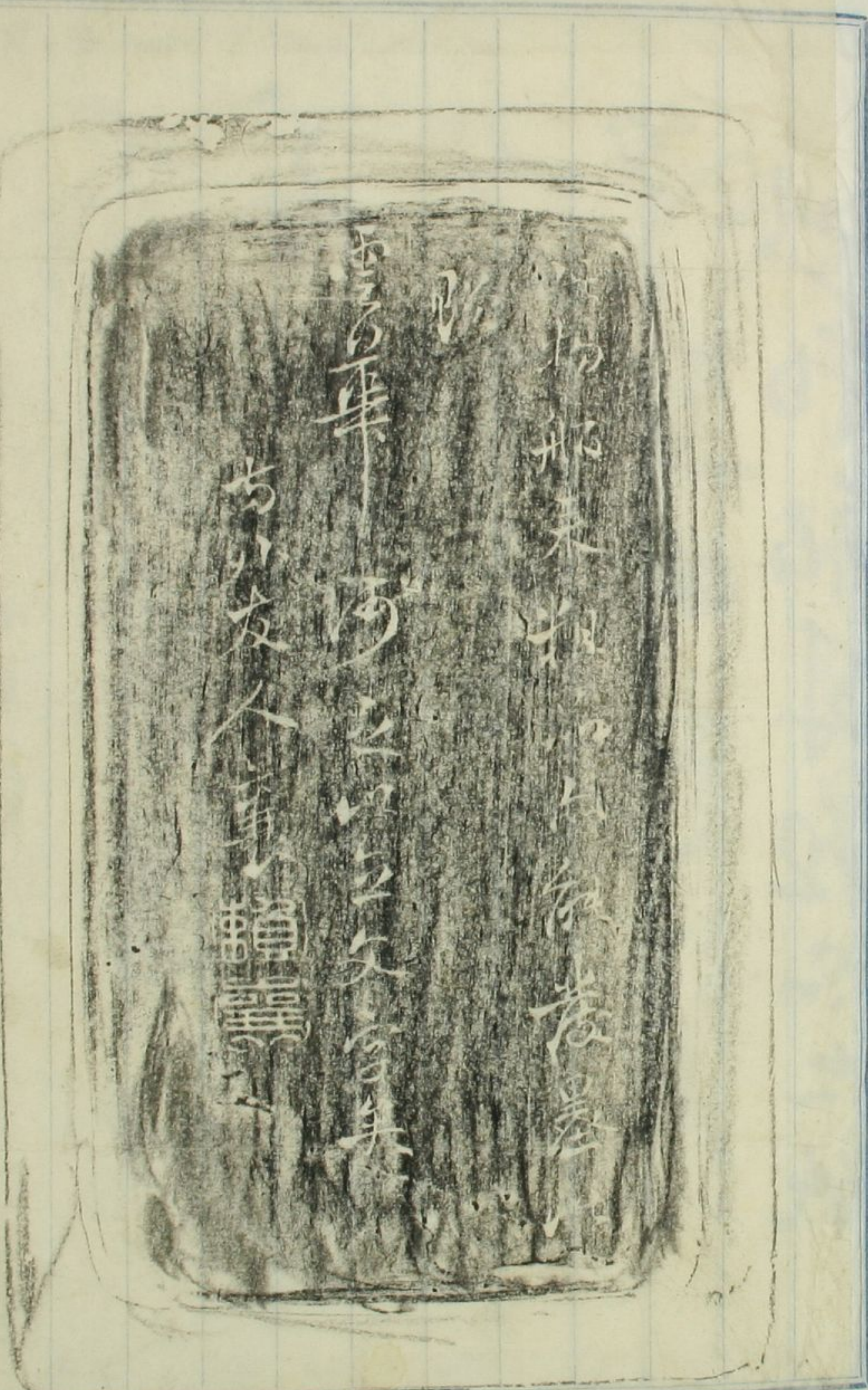
- 第一回 風流四方屏風 上卷 天和長久四季遊
- 第二回 休息句合
- 第三回 俳諧童子教 上卷 野 郎 蟲
- 第四回 風流四方屏風 下卷 豊世 見久 佐
- 第五回 俳諧童子教 中下卷
- 第六回 獸太平記 上卷
- 第七回 明曆版江戸圖
- 第八回 初春のいわひ 獸太平記 下卷

○余が花出守近年花集し江戸地國寛永の  
 一層え縁高の條著あるを略し、此次又夫松  
 二年の圖を得し、之を時代古くして、  
 國の幅をえんを、  
 天和の國より二社あり、  
 國中、婦人のあはれ、  
 此の如かりある、  
 其の差を、  
 也

○壬戌雜言集一卷 本年東坡書屋にて



甲の年と干支同じきころなる所内水田を念ん  
 唱和し又姫宮へ此書贈りその意跡の心を報し  
 ことの中玉冠の混念後より伝くべきものあり  
 故に五峰一稿あり贈る巻首に五峰の題詞  
 あり云く此書おのるを以贈る後一書乃浪峰の  
 披沙三篇解 撰得寸毫難しとあるを以感也  
 五峰の書と山陽の書と著述の旨を研り刻し  
 心懸けし振を以贈る五峰の友人と  
 示さんなるを余の為るからん受けけり  
 此の地の地何人の名を以贈る未だ詳ら  
 ざる山陽の題詞にわらうるものあり  
 予へてを不主又書を利りせらるるあり



山陽の題詞にわらうるものあり  
 予へてを不主又書を利りせらるるあり  
 此の地の地何人の名を以贈る未だ詳ら  
 ざる山陽の題詞にわらうるものあり



少功巧や身如  
手入初年了  
又字ふふあをたあ  
やとあり

此物船耳粗品六紙  
其ある者此物や身  
の定心ま又字矣

○自合と東本を新考と今此現如大延喜を打雜式  
の通和を交けに河柄ひあふ終に行くこと七せす  
却るを雜儀の抄抄を中回級の流動者三と  
元此十五葉節目を扱ひ此といふ大親撰の雜儀  
映畫に元此抄ありと大漫天のそんらりも元  
ありし此の表を案する一より勅使差左  
巻に例の勅使のつが洲えん此に二台



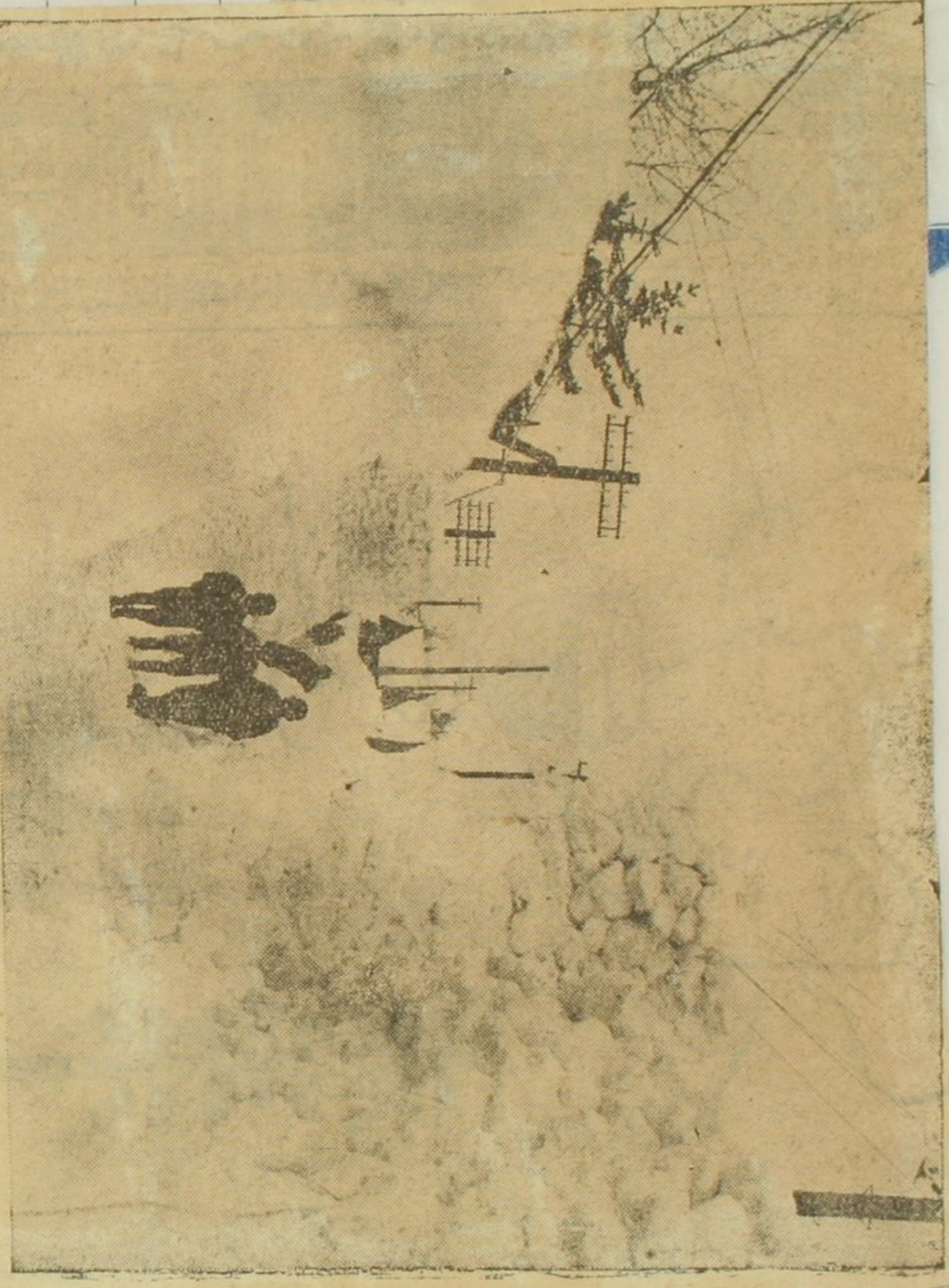






■ 賽の神 ■  
 昔正月十五日涼  
 殿の庭で行はれた儀式で左義長と  
 云ひ青竹を立て焼き十八日にも竹  
 に扇など飾りて焼く舞曲があつた  
 俗間では十五日の朝松竹藪など  
 を收めて焼いたもので「とんどの  
 火」などと云つて古來年中行事と  
 して盛んに行はれたが近來町か  
 つた處では年一年と段々其跡を認  
 めぬ様になつて來たが今尚村方  
 は其古式を遺つて賑やかに行つて  
 居る此十五日も中正月の當日と  
 あつて各部落では夫々松竹梅や  
 種々な趣向を凝らした飾り物をして  
 て夕方になると法螺貝を吹き鳴ら  
 し村人の集ひを待つて火を點して  
 其壯觀を眺め其年の吉凶を噂し仲  
 々の賑ひを呈して居る……寫眞は  
 山本村藤生田の催してある

雲大いなに年近……今昨の町澤鹽



二月廿日の  
 所 人 だ  
 雪 港  
 北 紙  
 郷 四  
 昨 今 の



元開振七天地一生活を崩れしを同しく地人七修を  
 草子を治世の象と國政を以て之を上の工のホツク  
 カルに後復らある。公著心の毎日ことと女の年代  
 を表す可きと左の如くしてある

好名一代男 天和二年 四十一才  
 好名二代男(諸難大進) 貞享元年 四十三才  
 好名三代男 貞享三年 四十五才  
 好名一代め 同上  
 好名五人め(喜世容氣) 同上  
 近代野原素 同上  
 本朝二十不存(新田果) 同上  
 男色大鑑(本朝若小俗) 貞享四年 四十六才

武道傳來記

武家義理物語

懐硯

日本永代巻(新古考教)

色里三行世帯

新可笑記

本朝振陰比多

一目玉鏢(西野田)

真実伊勢物語

世間胸臆用

西野田玉鏢

西野田儀

同上

同上

同上

元禄元年 四十七才

同上

同上

元禄二年 四十八才

同上

元禄三年 四十九才

元禄五年 五十一才

元禄六年 五十二才

元禄七年



西鶴俗りありく

元禄ハナシ

菊の文及古

元禄ハナシ

西鶴名残の友

同上

西園花玉出(大下馬)

同上

以上を更らる類の伝るる今ハ左の如く

口好名本

好名一代男

好名二代男

好名三代男

好名一代の

好名五人女

色里三下世帯

男名大銀

口武家物

武道伝来記

武家義地物語

新可笑記



○教訓物

本朝二十不孝

○町人物

日本永代花

世間胸異同

織留の内本朝町人鑑

本朝町人鑑

○表判物

本朝権陰記多

○雜

近代覽隱者

懷 硯

一目玉 鐸

高の文友古

西翁活子也



史を重んずる中、解題と、簡単と奉ぐると

一 姓名一代男

八卷

これ、西鶴の世作である内容と  
世に伝へられた湯問の一代の歴史を  
五十四條書き綴つたものを見ることが  
物語の叙のついでにあり、世に伝へて  
オミヤ色を行ひ後うらな勘弁せんと  
放浪流離の間に、お湯問生活をつ  
け三十四歳父の死より多くの巻  
三巻を流るるまで、それらと大異お

いふうき身をやりし六十の早女  
漢の語に改るとまふつゆい、五十四の後  
流と唯比世に伝へた事、お湯問の  
このみか、脚をもと連絡を断つて、お  
ふ、但しお湯問のひとも力を入るあ  
このころ、あらわらぬもの、お湯問と主人公の  
り七巻、いふうきうのつてんもの

一 姓名二代男

八卷

一代男の成りて二代三代男も出ず  
よもの、二代男も各巻五編より成り  
編外四十編を一代男の世に同一人物



ひ懸かるをきく、まなく後み切りの不務  
ひあるが、全篇の中杞等二代男と一代  
男世之介の十五の折、なる海家こ世ま  
て、東の六角世のつ折に接せん比ひ  
ひある、ある夜の夢に世渡りのみみ而  
島が舟で父が巻道親傳のまを袂  
に投へると見え、巻と志すといふが  
端ひあるが、此の二代男と全篇の主人  
がとくろりて長き、種々旅駁るる毛  
町の物語を連歌的なるまへに、あて  
も界の物語をおしとおるが、一代男  
の種を續りつゝも、換る親があつて

此の後篇は、一代男も力あつて

一 好名三代男

この六代男の事、ある夢に、  
かゝる山里の宿に、山つきの、ある唐主  
に、油も道に、あけらるる、ある年、世ま一  
代男二代男と呼ばへ、七防使女比の  
みらるる、方便の物語、身体をうら、親  
の疎、世の遠、を方願るる、その外に、未だ  
其の實の事あるを、知らず、ある、ある、  
いさむ、ある、と、千を引つて、一、百、一、入、  
り、東西南の障子を、開け、は、世、好



色目の前を現るる「こんと青き」とめはのが  
北心は、内容も離れくくの六十二条より成  
つてある。唯北心の特色を在来のお  
軍より離れを市井の習め、題状を  
七とめてあるけん、名、字、法、り、氏、男、の、ヤ  
ま、ま、し、の、如、き、親、う、ち、を、結、ぶ、は、る、と、胡  
堂、を、掛、く、の、法、り、を、あ、る、こ、ん、め

一 ぬき二代め

西野の心より二代めで一轉化をした、  
今オモロ男を三人行くと女の世帯  
をえはのめ、今、心、を、女、を、し、男、の、世、帯、  
を、え、る、こ、ん、と、う、り、に、此、の、ヤ、現、り、ま、人

心と心卵の血を引くよ、いある女はが、  
六十或山嵐のあつちるもの境男を託  
てあ、一歩、縁、を、渡、り、終、に、夜、を、あ、る、ま、の  
ひ、成、り、下、つ、に、往、路、を、ま、人、公、自、身、は、  
物、終、り、一、あ、る、致、向、か、い、代、男、ら、う、し、  
筋、を、ら、う、く、通、り、を、あ、る、一、西、野、の、僕、心  
の、一、こ、ぬ、き、と、う、り、に、こ、ん、め、あ、る、

一 ぬき五人め

西野の昔より北前のま、心と肉慾をこ  
こ、み、ま、か、北、心、に、存、し、神、の、心、を、あ、る、を、掛、  
て、あ、る、者、北、心、の、代、を、あ、る、他、の、一、點、  
り、五、人、の、女、を、皆、あ、る、在、り、ま、の、か、南



時のすみえ話を取り込んどの心を、五人の  
女と云ふと

お夏 清太郎

お七 吉三

お七 おせん

お七 せん 辰右衛門

おせん 辰右衛門

此の書きの流し目初めを悲哀の流し  
あり

一本朝花風俗

而世方の交渉を描くに彩女と男  
老の上と押さるることよまつしその

なやみあふらんはよのうえびあひの八巻  
四十條の物語と皆ま男もて聞像  
とあふか、おつが、うゝ二扱の世界に  
たれえあふ、ゆち武とこの念ち聞像  
を叙しはしる、荒衆歌よあ依の踊  
子、野郎のまもをも描いたよとの  
二つの世界にあふ、前あふ、新あひの道  
はしして、まこ二義もあつたあふ、意  
氣地うあふ、まんと深むらんまふ、い  
輝血のちもをいして、後あふ、嫁あ  
る婚態をさすうらな物と張と心あ  
舞と、あふ、こんと包んむ白粉と加



の考にちかき通る。此の二つの世の考を  
五卷を限る傳として題するべし  
る。

一武道伝未記

西鶴が男色に筆を終したのとやがて  
武家物を筆づく前提であつた。何れも  
女色を道に離れぬは望まらうといふ云  
ふ人多く好色本朝の好むも禁令  
か進こやうしくうつたのも一原因に  
あつたらう。

武道伝未記ハ卷三十二迄を仇討にあ  
らう仇討の原因と行々あるが、男色

女色の原因とあつてあるの古考は少く  
あつた。此等の多くは仇討と男色の  
関係とあきか、當時平民を以て親  
ふことを許さぬといふ武家の子を  
呼ぶやうに不得意の西鶴の如く  
は大抵とてあつたといふことまじくわ  
らぬ。此れはことごとく後世に思ふ  
一而武士の真諦より離れてある  
所を距離うあつても亦比しむを得  
ない。

一武家義理物語

六卷の二つを二十六話の二節を義







を張るゝと云ふ。

一 日本永代花

西鶴を武家物の草子と納めて町人物  
に移つた、これら町人物の最初は必  
に傑作の一である。町人物と云ふは、お  
天地を開拓した津島と云ふ、うき現  
の初、戻つたのひある、彼らの本領  
は町人世界であるが、物も物も又町  
人世界の事だ、彼らの本領をこゝに  
あるから、町人物は成印すべきこと  
である、此の永代花は町人出世の秘訣  
とも云ふべき、霞世法を二十六話のき

瀕つたのひ、流るゝ目前に元せし親  
しみせしを捨てるを題材とす此のひ  
あるは、生て捨てる、世も重流は深利  
である、此時分の町家の理想とする不  
と云ふ、**●** 善悪を大なる分限と  
する事、乃ち父をこみ一匹強うひあ  
る事、これを教養と云ふ、**●** 町家の  
樂の域に居るとするのひある、而して  
その二重世法と云ふ、**●** 高橋の術  
に善悪を極めるといふことである、  
云ひ、**●** 町家の善本を心する法を教  
へ此は善のひ



一 世間胸臆用

此著は一年の大断事を大晦日を頂  
點として傷方此方方の智恵くを  
を叙し而人世流の重なる果敢  
たそのむらゆの世おとあうくと  
るから説的結構をめぐりる散漫  
が断片的の説話をエッセイや  
これとあむある云りて永代花を  
いと種の残りをうまう料理し  
る女のてある

一 世留 向本朝而人鑑

此著は本朝而人鑑を上よむ世の

人心を後半としてある。世の人心を  
一般の世態を鑑括としてあるもの  
人鑑」として人物がある。久松久「永  
代花」の補遺とも又ある。その  
人鑑二巻の内第一巻と或る枚綴  
を捉へて数話に大略を御しして成  
りたる多くの例を挙げて二巻を偶  
々々の動機として成りたる事例を  
あつた。各家の指鑑としてある  
ある。

一 本朝二十不孝

西暦十年を印してある。其著は











此の如き以上をめぐると西鶴の心と判せしむるに  
傷心と思はるゝものかいつくある中まを三所  
世帯と程篇のよのひあるゆゑ家三都を  
修行と題するべし勅三志を比較し比すべし其  
の筆致も西鶴心と判せしむるに比しある置土  
産しと西鶴後後の人の固形に依つて編輯上極  
せん比もあはらざるを喜樂家者の十しの果  
悲境の境あるさまを叙し比しよび西鶴の世  
行と鑑定するをみるゆゑある織るの一本本  
相対人證前記解題を記し比しよび世帯心  
西鶴心と見做せるべきもの比しよび世帯心  
世帯人生流を中心とする世相と描きし比し

比が後人の傷心と町人證と併せ刊し比しよびるに  
こと西鶴研究の著者と判せしむるべき  
の文反古し七亦西鶴の遺稿と稱せしむる出版の  
後刊行ししものゆゑか此の特記を凡そこの説  
詠加むる間体するものゆゑか、そのゆゑ一  
名世説文章平」とするものあり、又流り高家の世  
法をも世帯と見做ししものゆゑか、奔放の世帯流り  
如き大澤、世帯の形式に拘泥せざるか、流り西鶴  
の比し遊覧のよのひの比しよびるに西鶴の流を汲  
み大人の傷心と見做ししものゆゑか、右幾の友  
西巻と二十七流とぬめ醒解一笑一流の笑話と  
あつた比しよびるに固形と西鶴の世帯と判ししものゆゑか











う好むと云ふ事と云ふの一例は心身の矛盾に地を  
 さすむを中心のとりとみる、隠れ義系統の流儀  
 りえ来外回感心のその比、軒ぬのちしを一代  
 男や一代ぬを雅智をしめる、序文は松壽軒、西  
 狩と書しとみるが、一般の両終りの心、書る花の  
 のれ之れのみあるの不審は、心ある或る西終り  
 おの才人の子知んか、ゆも本守の珠をひ、此の  
 政向の新々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
 此の脈を引いれりくのもの、出るみる、彼らも  
 江戸助の表表紙をみる、その政向をみる、その  
 出比は、ある、

居るものは、立派なる其の裏書にあらすや。

五、日本に取つて、最も戦慄すべきものは、焼け弾である、其の大きさは、直径一寸、長さ三寸、位のもので、此を  
 一臺の飛行機が、七千個づつ、積んで来る、是を大都市の上空からバラ撒くと、各々火の玉を吹き出し、其火

以上雑誌スピード所載國際同盟飛行家滑川昌章君寄稿



出生の...  
の元行...の長...  
十二

# 航空行政中央機關設立の議

大正十二年二月

長岡外史

帝國飛行協會は、一昨年の二月、飛行事業擴張に關する請願書を、其會の代表者より、政府並に貴衆兩院に提出せられた。それは三ヶ條より成り立ち、其の首條に於て、

「政府は速かに中央機關を設立して航空一般に關する行政を統轄せしむるを要す」

と云ひ、第二第三條に於て航空路の開闢並に飛行機發動機、製造獎勵法、及航空補助法發布の必要を痛論した。此の請願書は政府並に兩院共に政治問題として相當の考慮を以て迎へられたと聞いた。私は尙其前後に於て政友會にも行き憲政會にも頼んで請願書の言ひ足らざる所を補足する爲めに講話を聞いて貰つた。貴族院の請願委員會にも推参して御邪魔をした。其の節にも申した通り僱武後歐米各國共に戰爭に疲れ經濟に苦しく一般武器の改良進歩に就ては實は逡巡萎靡の姿であるが、獨り飛行機の發達に對しては各國共に鋭意研究戰時同様、劇甚の競争を止め無いで今日に於ては驚異すべき程度に上つた。

是れ確かに未來の戰爭の趨勢を語るものにて少しく考ふる人には的確に戰國の大革命を教ふるものなるが、陸戰海戰に囚はれたる國防論者に對し之を説明し之を理解せしむることは容易の業でないから暫く之を省き、茲に英米佛等に於ける平和の空中關係を少しく述べて見たい。

## 〔英國〕

一千九百二十一年上半期の空中輸出入の貨物總計は代價に積りて拾七萬二千八百八十一磅であつた。其の下半年は出貨劇増し昨年の上半期は尙好景氣であつたと云へば、飛行機が商品運搬に就てどれだけの權威を有する乎が能く證據立てられる。其他倫敦を基點としてパリ、ブラッセル、アムステルダム等への定期的旅客郵便物の輸送は、英本國內に於ける夫れの發達と共に、世界驚異の的である。埃及、印度に於ける空中の權力は、英國植民政務の重鎮であることは申すに及ば無い。

之を要するに英國航空界今日の發達は其の政府が戰時中の苦き經驗に鑑み航空省を創設して陸海軍と聯立せしめ水、陸、空の三軍を鼎立の状態に置きたる英斷の賜であることは、私が一昨年倫敦に遊びたる時、同國航空界の官民の多數が私に保證したことである。

此の結果英國は戰時何れの邦にも有り勝なる陸、海、兩部の意志疎隔を防ぎ命令一途能く空中戰を遂行した。又智力金力を集中して航空機の大發展を爲さしめた。是れ皆航空行政統一の賜である、加之ならず休戰早々直に飛行機を平和的に使用することを得たるは英國獨得の誇であるが、斯の平戰兩時の轉換を容易且つ迅速ならしめたるは全く以て航空省設置の効能であることは彼等の口を極めて賞讃したる所であつた。次ぎに、

## 〔米 國〕

は如何と云ふに休戰後直ちに陸軍次官、國防會議議員其他民間飛行界の主腦者八名より成る、飛行行政視察員を歐羅巴に派遣した。其復命書は痛快である。

曰く合衆國の空中勢力は世界の第一位に置き永久に之を支持せざるべからず、之が爲めには陸海軍省、商務省と同格なる中央航空統轄機關を設て其指導下に合衆國の航空活動即ち陸海軍並に民間航空界を集結せざる可らず。此の手段の外には航空勢力、大發展の手段は無いと唱破した。右の大膽なる而も聰明なる復命書には其鳴者多く同一趣旨の建議案が同國の上下兩院に提出せられたる時、兩院共に大多數を以て之を贊成した、然るにも拘らず専門家は何れの邦でも偏狹なるものと見へ、陸海軍の頑迷なる反對に逢つて今尙は實行の運に至らない。

私が紐育、空界の巨星三拾八名列席の晚餐會に招かれた時、亞米利加航空俱樂部法律顧問ユー、ジー、クリスプ氏は合衆國航空官邊の不親切を鳴らして大氣焔を上げた。多分それは同國民間一般の聲らしい。其他亞米利加在郷軍人會に於ては、居常政治範圍内に容喙することを避けて居るが、一昨年定められたる其會の綱領第五條には本會は航空省の設立を計るべしとの明文がある。

此等を考ふる時は、航空行政に關する亞米利加人の輿論は略ぼ察知すること出来る。唯併し右の如くアメリカの航空行政の編成は惡い、實行上其缺點を補ふことの多きは感服に堪へぬ。其一是、日本にては眞似も出来ぬことであるが、紐育、市俄古、桑港、其他の空中郵便線に陸軍現役の飛行將校をして其餘暇に郵便物を運搬せしめて、民間の航空勤務を補助し與へることである。其二是、思ひ切つて航空路を開闢することにて、官民共用の水陸飛行場千八百四十一個所許りあるに拘らず、二千戸以上の市町村には各一個の飛行場を設置すべしとの規定を出した。但し設置せざれば飛行郵便を屈けて遣らぬとは誓つて居る。其三是、民間飛行界指導補助の爲めに、思ひ切つて經費を支出することである。

此等の爲めに一昨年の米國の飛行統計は驚く勿れ民間實働飛行機の數一千二百臺、其飛行總距離六百五十萬哩、(地球の周圍の約二百六十倍)、乗客二十七萬五千人、郵便物四十九萬萬通である。其の次ぎは

## 〔佛 蘭 西〕

である。が同國に於ては、航空省設置の前提とも見らるべき、運輸兼航空次官局を設けた。其名は次官局であるが、其長官は航空大豫算を掌握し議會其他外間に對して一切の責任を負ひ、内閣に於て大臣の資格を有す。一昨年の政府の航空豫算は四億三千萬法なるに、航空次官局(民間航空)の爲め約其三分一に相當する一億四千七百萬法を割いて居る。

更に之れを同年の陸軍の航空費二億四千六百萬法に比すれば二分の一以上、海軍の同豫算三千七百萬法に比すれば四倍餘に相當する大經費を民間飛行界の發展に費やして居るといふことを注意して貰いたい。陳て

## 〔日 本〕

は如何と云ふに明治四十二年及其以後に於て、飛行機が尙ほ呱呱の聲を放つ當時、斯の空界の麒麟兒が完全に生長するか否に就て世人尙は多くの疑問を懐ける時に當り、取敢ず陸海軍に預け子となし、其保育に任せしめた、卑近の例であるか猶ほ家鴨の卵を鶏に抱かせたものと同一趣旨である。鳥類と云ふ名こそ同一であるが、其の身體骨格性質用途に於ては、それこそ霄壤の差ありて、行く末同棲の出来得べき望は無い。

然るに里方なる陸、海軍に於ては歩、騎、砲、工、輜重とか、戰艦、巡洋、驅逐、水雷等と名付けられたる、兄弟姉妹大多數にて其の養育にさへ常に不如意を感ずる貧乏世帯に、搗て、加へての預り子、其の世話迄は善く行き届かず、動もすれば間々子扱ひを受けて營養不良に陥り、各國の夫れに比較して發育も遅く、外貌内容甚だ淋しき今日の狀態である。

現に昨年の航空豫算は陸、海其他のものを合して四千萬圓に上らず軍事費の十六分の一にも足らぬ有様なり、里方に於ても別に悪い氣では無いが何分經費少く子澤山のことゝて心に任かせず、唯近所隣りの同種の子供が非常なる成長發育を遂ぐるに對照して、申譯的に年々多少の養育費を増したるに過ぎず、それすら近來端無く兵備縮少軍費削減に逢ひ世間の評判宜しからず一層世帯の困難を増したれば、此の兩軍に預けられたる虎の子の行末掛念千萬である。

今の内離籍して一戸を建て、戀では兩家にも勝る一家庭を作るべき準備を爲さしむることは必要且つ合理的であつて、他人側に於ては何れも大賛成、里方の爲めにも子供の爲めにも萬全の策であるが、そこに所謂腐れ縁を生じ恰も金持ちの子供を乳母の里方に預け成長後之を取り戻さんとするに、里方に於ても貧乏の癖に手離し兼ね、子供に於ては尙更不自由を忍んでも乳母の膝下に姑息の月日を送りたがると同様、甚だ始末に窮するものなるが、思ひ切つて英斷に之を引き離すことは兩方の行く末の幸福であることを、私は痛切に感じ、茲に陸、海軍並に其飛行關係者に向つても、航空統一機關設置の提議者たらんことを勧告するものである。

陸海軍航空部の發育之を歐米の夫れに較べて不充分なることは前述の通りであるが、茲に更に注意を乞ひ度きは民間飛行界の羸弱不振である。

前に掲げた佛蘭西の航空豫算に於て、彼れは其の三分の一を民間航空發達の爲めに割り當て、居る。假りに此の





である。が同國に於ては、航空省設置の前提とも見らるべき運輸兼航空次官局を設けた其名は次官局であるが、其長官は航空大豫算を掌握し議會其他外間に對して一切の責任を負ひ、内閣に於て大臣の資格を有す。一昨年の政府の航空豫算は四億三千萬法なるに、航空次官局（民間航空）の爲め約其三分一に相當する一億四千七百萬法を割いて居る。

### 〔日本〕

更に之れを同年の陸軍の航空費二億四千六百萬法に比すれば二分の一以上、海軍の同豫算三千七百萬法に比すれば四倍餘に相當する大經費を民間飛行界の發展に費やして居るといふことを注意して貰いたい。陳て

は如何と云ふに明治四十二年及其以後に於て、飛行機が尙ほ呱呱の聲を放つ當時、斯の空界の麒麟兒が完全に生長するか否に就て世人尙は多くの疑問を懐ける時に當り、取敢ず陸海軍に預け子となし、其保育に任せしめた、卑近の例であるか猶ほ家鴨の卵を鶏に抱かせたものと同一趣旨である。鳥類と云ふ名こそ同一であるが、其の身體骨格性質用途に於ては、それこそ霄壤の差ありて、行く末同様の出来得べき望は無い。

然るに里方なる陸、海軍に於ては歩、騎、砲、工、輜重とか、戰艦、巡洋、驅逐、水雷等と名付けられたる、兄弟姉妹大多數にて其の養育にさへ常に不如意を感ずる貧乏世帯に、搗て、加へての預り子、其の世話迄は善く行き届かず、動もすれば間々子扱ひを受けて營養不良に陥り、各國の夫れに比較して發育も遅く、外貌内容甚だ淋しき今日の狀態である。

現に昨年の航空豫算は陸、海其他のものを合して四千萬圓に上らず軍事費の十六分の一にも足らぬ有様なり、里方に於ても別に悪い氣では無いが何分經費少く子澤山のこと、て心に任かせず、唯近所隣りの同種の子供が非常なる成長發育を遂ぐるに對照して、申譯的に年々多少の養育費を増したるに過ぎず、それすら近來端無く兵備縮少軍費削減に逢ひ世間の評判宜しからず一層世帯の困難を増したれば、此の兩軍に預けられたる虎の子の行末掛念千萬である。

今の内離籍して一戸を建て、纏ては兩家にも勝る一家庭を作るべき準備を爲さしむることは必要且つ合理的であつて、他人側に於ては何れも大賛成、里方の爲めにも子供の爲めにも萬全の策であるが、そこに所謂腐れ縁を生じ恰も金持ちの子供を乳母の里方に預け成長後之を取り戻さんとするに、里方に於ても貧乏の癖に手離し兼ね、子供に於ては尙更不自由を忍んでも乳母の膝下に姑息の月日を送りたがると同様、甚だ始末に窮するものなるが、思ひ切つて英斷に之を引き離すことは兩方の行く末の幸福であることを、私は痛切に感じ、茲に陸、海軍並に其飛行關係者に向つても、航空統一機關設置の提議者たらんことを勸告するものである。

陸海軍航空部の發育之を歐米の夫れに較べて不十分なることは前述の通りであるが、茲に更に注意を乞ひ度きは民間飛行界の羸弱不振である。

前に掲げた佛蘭西の航空豫算に於て、彼れは其の三分の一を民間航空發達の爲めに割り當て、居る。假りに此の比例を我に持ち來れば、我航空豫算を四千萬圓と概算し其三分一即ち千三百三十萬圓を我航空局に振り向けざるべからざるに、昨年度同局の豫算は、たつた、三十一萬圓にして、驚く勿れ航空豫算の百二十九分の一に相當す。斯の如き慘めな經費を以て民間飛行界の發展を謀らんとするは寧ろ兒戲に等しと評せざるべからず。

元來民間航空の眞價は飛行機製造の泉源を國內に確立すると、空中の運輸通信とに在るが故に、逡信省も、一と肌脱がざるべからざるに、茲には飛行に關する一文の豫算も無しと云ふは、誠に不思議の行政組織なりと云はざるべからず。畢竟是れ航空行政を統一する中央機關無く輕重大小を較量して心切に世話し與るゝもの無き爲めに、強いの勝に豫算を強求したる結果にあらざらんや。

嘗て米人某が烟艸剪りの器械を發明して製造したるに、端無く夫れが斷頭臺上の殺人器に轉用せられたるを聞き憂憤の餘、悶死したりと云ふことあり。飛行機も亦戰事中、主として殺戮器具となり而も慘毒を極めしことは、發明者の本意にあらざるべき處、幸に平和克復後、歐米諸國に於ては空中の通信運輸盛んに行はれ、平和文明に貢獻すること頗る多きに拘らず、獨り我邦にては相替らず殺人のみにのみ専用し居ることは、軍閥の餘孽として識者の竊かに擧げざる所なり。

是れに付ても速に航空省を設けて平戰兩時の必要を適當に裁量せしむること肝要なり、陸海軍のみに任せて置くべき譯合ひのものにあらず。

尙ほ詳しく之を云へば、航空路の新設は國際航空條約に加盟したる結果義理にも打ち棄て置くことは出来ない、全體道路も橋梁も造らずして、車馬の通行發達を望むは、無理な注文である、飛行機の製造及空中の輸送は、今日の程度に於ては、到底商賣的に利益の見込は無いから、歐米各國の例の如く、我邦に於ても、當分は國家の力に於て、之を補助せなければならぬ、右は極めて明瞭の事であるが、陳て、之を總體的に又は部分的に陸（海）軍省に或は逡信省に相談せんに、事其のものには、御同感賛成であるが、本省の主管事務で無いから何とも致し方は無いと答ふ然れば此の答辨は無理非道であるかと云ふに、そふでは無い、飛行機が日本に生れて以來茲に十五年、國防側として官制官規上に相當の改正もあつたが、平和文明の利器としては、我行政組織にも官制上にも何等著しき改正無きをもつて、各省共に飛行機は厄介視せられて我々民間飛行界の者には取り付く島が無い、私は先般止むを得ず航空會社補助の件に付き直接加藤總理大臣に泣き附いたやうな次第である、但し斯く云へばとて、航空局の存在を忘れたるにもあらず、又無視したるにもあらず、物價騰貴の今日、三十萬圓内外の小額では、何とも御相談の仕様が無い、世人も亦陸軍省の一局と見て大なる期待を茲に置く者は無い様である。

更に主觀的に航空機を観察せんに、前にも云へる如く、元來が青空を自由に翔翔すべき天質を有し、陸にも海にも縁故薄きものなるに、人間の勝手手を以て是れは陸軍、是れは海軍と區別を立てたるものなるが、近來航空機の改良進歩著しく、水陸兼用のものも實用せられ、軍艦の甲板上に發着することも上手となり、益々以て陸、海兩部に分屬するの理由を減少した、霞ヶ浦の海軍航空隊が八十餘萬坪の陸地飛行場を有し、盛んに陸上飛行機を飛ばして居るものは、立派なる其の裏書にあらずや。

而して追つては水陸飛行機の區別を必要とせざる進歩程度に達すべければ、速かに今の陸、海軍の航空部を合併し且つ文部省、逡信省、航空局、帝國大學等に屬する航空關係の小部局を集め之を一管轄の下に置くことは、航空機自體の性質にも應ずる自然の適法なりと云ふべし。

### 〔結論〕

航空中央機關を設くる時は左の利益あり。

- 一、同じ事を四五ヶ所にて取扱ひしものを集中する爲めに、人ご金を節約し、事務を簡捷にし、著しく能率を増加す、行政整理經費節減とは眞に是等を云ふのである。
  - 二、之に依りて始めて陸海民の權衡を適當に按排することが出来る。即ち航空路開かるべく飛行機製造獎勵法、航空補助法等實施せらるべく空中輸送會社起るべく而して國防の基礎始めて鞏固となるなり。
  - 三、現今の如く陸軍は佛式、海軍は英式と云ふが如き相違を一掃し、一貫せる國定の航空經營を行ふことを得
  - 四、戰時に至れば空軍首將一途の命令を以て、或は陸軍或は海軍と策應し、全力を發揮することを得、是れ即ち戰捷唯一の途なり、而して復員容易である。
  - 五、新に建てられたる、航空行政廳は、平和文明の名の下に、豫算を請求するを以て、人氣を新にし、國民及び議會の同情賛成を得易し、近き一二年後に於て、是非共、航空豫算を、今のものより倍加し、約一億圓臺に進め、國防及平和事業の急需に應せなければならぬ、今の陸海軍に任せては迎も成就の見込は無い。
- 航空組織の改正は鐵道、治水、營業稅廢減、普選問題など違ひ、人氣問題にあらざるを以て、政府は勿論、各政黨に於ても從來大に輕視せられたる憾みあるが、人間の慾望が根絶せざる限り、國家組織が廢せられざる間、實は緊急大切の問題にして平和文明の爲めにも棄て置き難き事なれば、政府も政黨も國民も大に本氣となり、慎重の調査を進め本議を採用して、速に實行の運に至らんしめんこと、希望の至りに堪へず、借越を顧みず、敢て議す。



うおじえとあるときふのう一例び心身の矛盾を地を  
さすめを中心のとりとみる、院の義系統の流伝  
をえ来外四處心のものたう、軒ぬのちも一  
男や一代めを聊書せしめる、序文は松壽軒。西

### 米國飛行界進歩の概況

- 一、フライン・タンクと申す飛行機は、一噸の鋼鐵板を以て、機體を覆ひ、地上のタンクよりも一層堅固である、七人の乗組員、大砲一門、機關銃十二挺を載せ、毒瓦斯をも貯藏して居る。
- 二、ローチン式爆彈投下用LWF飛行機を、澤山持つて居るが、是れには二十四貫目餘の爆彈を積み、五百五十哩東京ヨリ鐵道上廣島マデの飛行に堪ゆる。
- 三、最近、Barling三葉爆彈投下機が完成した、是は米國が世界第一と誇るものにて、リヴァチー發動機六個を備へ附け、全重量二十噸、一千二百貫目の爆彈、六門の機關砲、拾一人の乗組員を載せ、一時間百十五哩を走る、若し搭載量を少しく減する時は、聯續一千三百哩盛岡ヨリ鹿兒島マデは飛ぶ。
- 四、最近に至り恐るべき空雷飛行機を製造し所有して居ることが判つた、其細目は極秘であるが、余滑川氏の知れる範圍に於ては、此の飛行機は、機自體が一噸半の爆藥TNTを包藏せる恐るべき一種の空雷である、是の飛行機體には四百馬力發動機二個を取り附け、小形の高速飛行機が孕まれて居る、陳て、此の怪物が目的地に達すれば仔飛行機は母體のタンクより、全部のギヤスリンを吸ひ取りたる後、親子別れを告げて、自國に向つて悠悠歸途に着く、母體は自動的に、先づ羽翼を破壊し、尋で自ら地上に落下して、天地も碎けよと爆發する仕掛になつて居る、此の空雷機が、五十臺も揃つて、倫敦又は東京を襲つたら、全市粉碎せらるゝは、何人も豫想し得る所である。
- 五、日本に取つて、最も戦慄すべきものは、焼け弾である、其の大きさは、直徑一寸、長さ三寸、位のものです、此を一臺の飛行機が、七千個づゝ、積んで來る、是を大都市の上空からバラ撒くと、各々火の玉を吹き出し、其火

以上雜誌スピード所載國際同盟飛行家滑川昌章君寄稿



燐の光が、三千萬燭光にて鋼鐵など一トたまりも無い、故に工場へ落ちれば、火災を起すのみならず、機械類を皆熔かして了ふ、況して東京の様な、木造都市が、此の襲撃を受けたら、十時間を出ずして、全市は灰燼となるは、容易である、此の外に、要すれば、毒瓦斯をも落す、近來、化學の進歩と共に、毒瓦斯は、著しく發達して、一滴人體に觸れたら最後、其人は、決して助かることは出来ない、

右海軍大尉赤柴千仗君發表

六、米國の陸軍航空次長ミツシエル將軍が、同國の下院豫算委員會に於て、如何なる種類の艦船と雖も、飛行機は、之を破壊し、若くは撃沈することが出来ること、言ひ放つた結果、海軍側との間に、討論行はれミ將軍は、御好みとあれば、目標艦さへ御差出しにあれば論より證據を、御目に掛けやうと云ふ一件から、行はれた實驗は左の如くである。

い、戦艦インデアナ號に對し行はれた、有効命中彈の比は、百分の四十であつて、其の結論として、千六百五十ポンド爆彈が、最新式戦艦の甲板上に命中爆發せんか、一發にして、能く戰鬥力を失はしむ、即ち發散瓦斯及高熱は、甲板上、砲塔内、汽灌室等の、全人員を壓殺すべく、尙ほ電力裝置を破壊し、全艦内を暗黒にし通信及揚彈裝置を無効ならしむ。

ろ、分捕獨逸潛行艇U百十七號に對する、爆發試驗は、百六十三ポンド爆彈十二個を投下し、短時間内に沈没せしめた。

は、同上驅逐艦、G百〇二號に對しては、三百ポンド爆彈五十一個を投下し、三個命中して、海底の藻屑となつた、

に、同上裝甲巡洋艦、フランクフルト號、五千百噸に對しては、二百五十ポンド乃至三百ポンドの輕爆彈にては、大したる効能無ししも、五百二十ポンド爆彈十個、六百ポンド爆彈十四個の内、四個命中して、二十八分間に沈下した。

ほ、戦艦、オストフライスライン號、二萬三千噸に對しては、二百三十乃至六百ポンド爆彈五十二個の内、三個の命中彈ありて、全く戰鬥力を失つた、尙ほ引續いて行はれた、五個の千ポンド、及び六個の二千ポンド爆彈中三個命中し最新式最強の巨艦は、憐れ十四分間に沈没した。

此の驚畏すべき結果、俄かに海軍が無用とも、艦船が死刑の宣告を受けたとも、云はないが、完全なる、空防の下に居るにあらざれば、未來の海軍は、常に致命的脅威に、脅されて居る。

右借行社記事中将菅野尙一君寄稿、俄俄大尉譯、抄録

七、昨年の世界飛行レコード中、米國の占めたるもの左の如し

陸上飛行機	一時間の速度	二百二十四哩〇五
同	高度	一萬〇五百十八米
同	最長時間	三十五時間十八分

(東京ヨリ鐵道上  
廣島ノ先キマデ)  
(富士山ノ高サ)  
ノ凡ソ二倍半)

八、米國郵便廳の發表に依れば、一昨年七月十六日より滿一ケ年間、飛行總哩數、六百五十萬哩地球の周圍の二百六十倍、郵便物四十九百萬通、乗客、二十七萬五千人、紐育桑港間往復百十五萬哩飛行中、一人の怪我人もなかりしと云ふ。

○西暦の日本文化を六冊と稱し、前々解題あり、委しく考ふるを要せず、佐々木好世の年表より之を採る、其の段とあり、余の得る本の終りより、久喜五十年三月とあり、枚元も大改北御前を採る、其の段とあり、先の大改の永田の長を採る、其の段とあり、

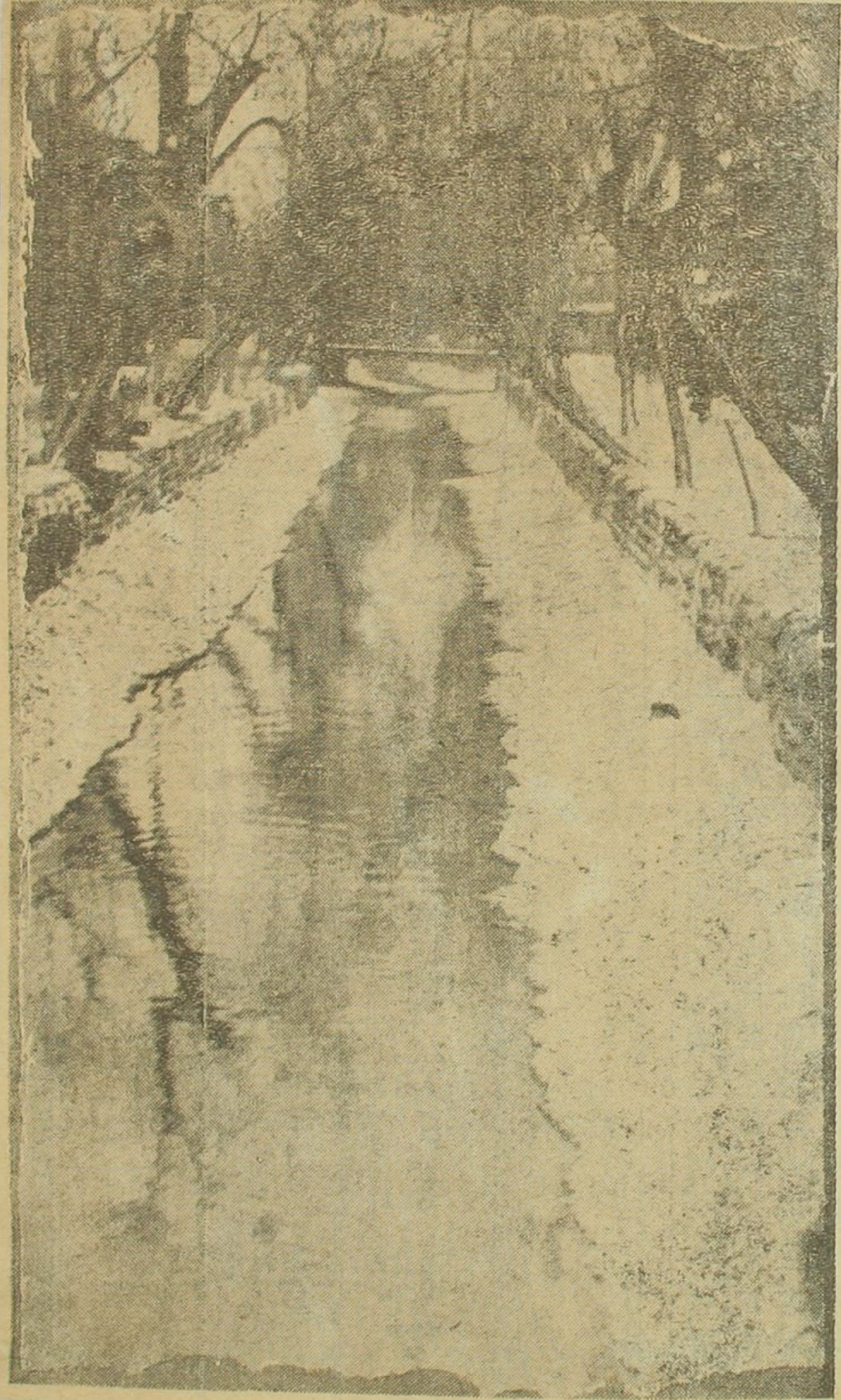












此家に節七のほど昔法と云ふり或は後人の添  
 加りありしやうの真名の存ありしと此語を欠く者  
 へきる也、幼る時ありしやう山可と女性と後世思  
 ちやまゝいことありたりしやうと云ふこと、仁實の  
 六郎仙と早く山可と女性と云ふ事、云ふ山可を女  
 性とするもたれきことあるに、男子と女性と女子  
 と男性と思ひあはさしし、例をあたえし、山可也  
 所究中のこと一説也

三月一日録

○三月一日の別達の所は新也、左の圖を載す  
 新は市やりの雪の多き、山可と云ふ事、すべし  
 新は、このぬめぬめ



○三月一日大隈侯御記編纂会を臨む、此の夜  
赤馬斎乳を以て名席、高須の宿條約、平和協  
会設立の目的の材料と得たりと程を語り中  
令し初申すも七あり、平和協會有設立の目的政府  
ハ危險思想の宣傳を爲すもやと誤解し、  
極端して、そのもは人の甲乙を以て長短を以  
て位を以て大隈侯平氣の人心を流すんや  
といふことの如き、寧ろ政府の失策とすべし、  
今も志きうと政府此令を許すも、いつもく  
初、木戸侯日誌の謄写出来しやうと云ふ  
枚を冊として四冊本初めと撰ぶべき、又、  
元年の如き、明治十年侯の病歿迄也

リ、この記を撰ぬるに、可きもの詳解し  
原の本文を以て撰ぶるを撰して此の如き  
私記をも併しあうと云ふ、そのんがを除き、  
日手記編纂の名称あり、此言本意、  
んは未比多く見ざる道あり、  
實を記す、元年四月十七日東本願寺の御座  
、春仕の御座あり、後、  
玉座咫尺の間、  
問あり、依りて、  
尺を拜し、  
只、  
す、







○碓氷陸奥(陸奥)事也。此人先考之友人也。先  
考在世の時、陸奥之先考の寓居に訪ひ来る。余先  
考と陸奥を異し、為め此人を見たり。唯比先  
考を介し、此人の印を刻せしめしこと一再有る  
に、早稲田の田舎の水牛印の如き、此人の也。  
高時余の為め、~~陸奥~~陸奥に赴き、~~陸奥~~陸奥に  
す。先考が歿し、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
居たり。其友人、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
時と追懐し、急に此人の刻を得んことを欲し、~~陸奥~~陸奥に  
年前教諭の刻を託し、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
姓後を~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
七始めたり。蛙巢の~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
漸やく~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
入り、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に

の古仕を~~陸奥~~陸奥に、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
んとす。幸に援助せしめ、余乃ち流る。此人福井野  
初め印を京都に、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
とす。且、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
と異り、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
余、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
其の評を忘却し、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
月四日記)

○近未何んを敗命の事、起き、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
事、有夫の婦人と、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
而して、~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に  
未通女を~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に~~陸奥~~陸奥に



（身露いんと辨らざるを、此幼の事より集むるに改ら  
し、いづれか、田舎一ツ之れを挙げん、いづれか、いづれ  
是らざるものあり、而して横濱の磯子の如き、  
被官者あり、余の友人、十六日、録し、助し、秀女、  
其の加害者、名を醫子、博士、とて、附托を交けて、  
沈彦中、此既行、あり、と云ふ、遊人、むを平、  
親を許さ、いづれものあり、此を折り、も折、日、  
大隈、炭を物、の、税、い、ん、一、腕、を、や、さ、く、侯、の、親、  
戚、亀井の女の侍、玉の、四、主、松井、に、嫁、し、な、る、この、  
近、日、ベルギー、公使、坂、附、身、外、人、書、記、に、及、び、私、道、し、  
多、密、に、い、て、離、家、と、な、る、事、也、此、婦、人、は、侯、の、妹、の、出、  
也、余、昨、年、暑、中、寸、お、根、に、行、く、の、途、中、一、美、婦、人、

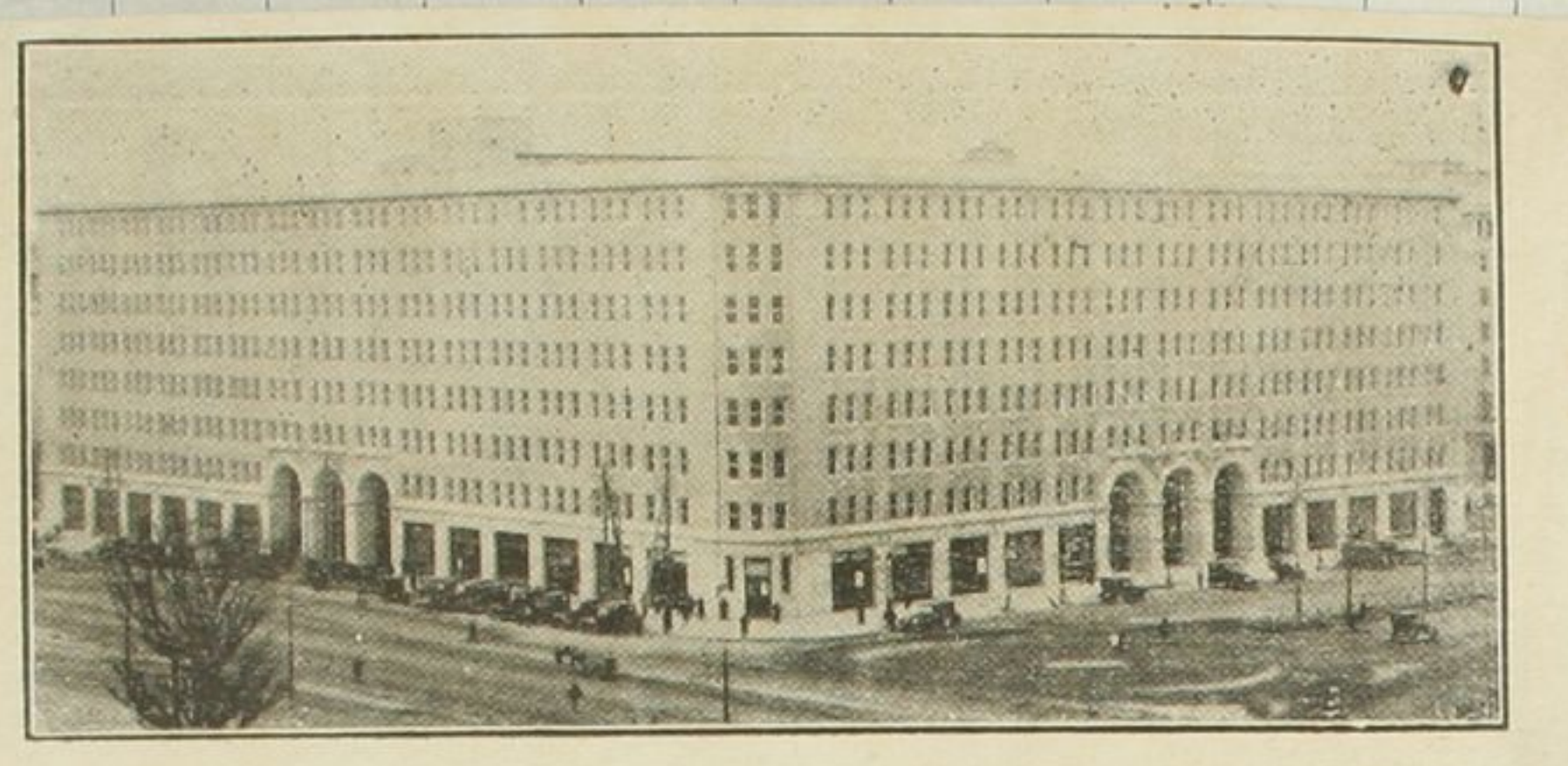
の、洋、装、を、し、て、車、中、に、在、つ、を、見、る、其、人、の、動、心、者、也、  
い、は、な、る、もの、あり、い、お、根、に、到、り、候、に、夫、と、同、名、と、  
酒、次、親、に、出、婦、人、に、言、及、し、い、て、曰、く、彼、恐、ら、く、  
天、勝、社、中、の、女、の、事、と、い、ふ、候、余、と、同、名、の、女、の、年、  
輩、を、い、て、余、所、見、の、事、を、答、め、候、手、を、拍、  
つ、て、曰、く、お、恥、し、い、い、は、な、る、を、自、分、の、親、族、也、  
あ、の、い、は、な、る、困、り、と、い、ふ、い、免、角、何、人、も、日、後、の、  
汗、を、多、く、と、余、始、め、を、覚、り、候、に、無、禮、を、謝、す、候、  
余、を、笑、め、ず、笑、つ、て、い、は、な、る、而、し、て、此、婦、人、に、今、日、の、事、  
あり、候、今、朝、此、の、事、を、余、に、報、す、る、事、に、方、り、者、  
の、慧、眼、に、心、服、す、と、云、ふ、い、は、な、る、事、を、支、け、候、次、  
才、主、上、述、の、如、し、其、に、忌、口、く、し、し、も、な、る、也、



外人等之自ら之文句を氣取んとし内實の行を以て  
 彼等位地あるもの教言して曰く、日本の故を掃蕩する  
 事難し、レデーを弄する事あるに容れざる事と、日  
 本の貴婦人(連)こそ外人に既ばるるもの、眞果して  
 或許あることを知らず、唯れ多くハ名義上上  
 らハする事ならざるのみ、外人のつけ込所も亦こ  
 り在ることを知らず、現に松井婦人こそ白耳  
 義大使も挑むんやうと自白しやうと大畏候候  
 也

三月甲子記

○左に収ある小園と三葉及任堂の大連、築、東京  
 邸頭の偉観也、家屋と看やふと果七五體の大市  
 街也、八階に到る迄の大小の店鋪を數へ、未入ハ、銀生



全街のよき敵を以てし、平面に縦横  
 の道を通し、上下にエレウエートルにあ  
 り、急行の昇降器も七迅速、此の屋  
 内に二萬の人数あり、各區畫の室大  
 あり、小あり、之を室と見ると不可  
 皆獨立の高舖也、多えく硝子の戸  
 あり、歩しやうやう各舖の中を見れば  
 く、廊を拂くを直に入るべし、先づ  
 八階を上り見ると、偶に百貨の即賣  
 陳列あり、何物も直に購ひ得べし、  
 追て階を下り、丸若と市山方の衣  
 鏡を見、亦大丸美明衣を見る、榛



原紙底を元の紙を酒肴をりて丸を大丸者物貨  
を陳列するを大丸の領通珠に大なる地不家  
をも冬籠の飲食店あり、一時百許大略を見て彼を  
出づ、時三月三日也

大災後、改築の幸回ホテル亦茲に併七坪を  
し、其外紙一種東洋的奇致あり、余一紙は  
内部をらんことを欲し、去月初を世一鏡の模  
令を得たる見り入口の階を上るあり、内面  
をんと其の未成ありありやと思ひ、既、堂  
二のうまより奥へ入り、及んば、前窓の扉を  
開し、扉、扉、石状なる天井の甚し低く  
こと、然ん、如き大伽藍の天井とせん

何れも石釘をりて、塵氣を感し、以て、四邊の  
窓を鉄鍊をりて、多し、多く用いある  
石材も皆露出し、暖爐も一種異物の形式  
也、何れも、造紙の昔の遺り、入りたる  
感あり、埃及の式を採用し、なるを、その  
西洋人果して之を、少くも、遠く、日本  
本、素より日本移式の建築、不快を  
受あり、其、鉄物とし、土を、清く、他  
其の真似をし、お、不快の感を興あるを  
て、其、地の施設、令社の重役の心、を、  
お、し、き、し、の、を、



○五等第一等を高くし、来りて了、何人の編る、  
と云ふも、人々、池見、池水の勢也、中、蒲炙記  
一篇あり、條本、唐と云ふ人の心也、唐と云ふ、  
あり、唐、宋、元、明、清、の

蒲炙記

條本、唐

蒲炙者、鰻鯉炙也、刀而串之、火而醬之、色蒲黃、  
故以名云、都下膏粱之習、喜食之、無貴賤、既有  
美味之實、又有補益之益也、故醬之者、相望於道、  
庄不繼、買者欣大、賣者誇大、故炙店招牌、莫  
不以大字冒其首、於是大蒲燒三字、為闔都炙  
舖之常套、而為眾庶目視之、熟入矣、駒野有店、  
其牌頭獨改大字曰中、蓋意謂、鰻魚之美、大不必

加乎小、小亦不必、綴于大、况店之不置、不能必盡大、苟  
不能盡大、則大一字、已為徒設、且不幸、造因名、責實之  
敵、則或致笑、故稱大之時、有數、不如曰中之、務留餘地  
也、所謂中者、可以大、可以小也、然路上望中、俄然、入口、既  
習之外、故見者、必指而笑之、然凡有異于眾者、不與  
世浮沈、而有所自樹立也、彼用中字者、其有所自樹立  
者歟、士之在世、欲有自樹立也、嗟彼中蒲氏、其言確  
小、可以論大、

嘗其梁、猶三及弟、為貴、納涼、夜、歸、道有蒲炙之店、燈  
明如晝、燈下一人、盤坐、宰鰻、其技甚熟、觀者如堵、籃  
幾、座右、信手亂拍、釘首於版、背向外、腹向內、右手  
進刀在總下、左手、隨其刀、以橫行、一行、全肉、分為二



片二片之交皮欲斷不斷其不斷之者以便是也刀第二行去骨骨乃迎刃卷起起然遠道乃切肉而整塊之收之左隅陸續相次終而後始瞬目之間由積立如大市市前肉未收後邊已在手殺之在手黏手不動其在收貼乎亦不動非不動也不暇動也而至割之間餘閑不忙時之顧傍人且語且為氣息平夷如未嘗往其心者信之手與殺約殺與刀謀刀及手殺相逐於一收三尺之除離而不離着而不着其以動為容者斜心必有常勢觸而為驚者急後必有節奏秩然不亂齊然不差素林之舞徑首之令亦可以言也嘗以為庖丁之技亦徒寓言耳何料在今日目下忽見之退之云千里馬嘗有其不死乎都城之

大業此者多矣其技相若者顧亦不少也君所視者左而回橋西

庖人平三嘗為吾言燒雞訣曰人曰殺雞云云爾殺雞豈一裁其品甚多好否之差相去天壤故其要在擇之擇之之法頭小而腹豐其色葱綠綠愈淡愈佳而膾在半身上者是為上品如此者則肉柔皮脆其之入口迎牙而解有甚甘焉而無腥氣其炙之法法盡錫盛醬汁汁中投酥醃一塊為好乃味後而不收色潤而不乾也切肉欲小串之欲少皆不得斜款不心作串字樣乃是先扇火竈乃挑列火上扇仍不停手候肉筋色白連串蘸于盞中而再火之一蘸一火火蘸得宜乃作蒲黃色此為極



候、但最末一節、蘇而不火、是為訣之最要、其言  
也、能及未論、未訖、則如不可言、其然後能  
畢矣。

○仿万と洋装寸本論語を得、文也の出版、係  
る、此首、教育勅語を掲げ、論語を二文、  
三と各節、数字の番籍、あり、一と四、五、八、  
引用の標的、使ふ、表紙を皮、寸本、完、洋  
本の心、切、つ、もの、物、屋、中、日、の、  
珍、高、寸、乃、乃、精、心、入、る、こ、ん、を、比、年、の、  
孔子祭典の、他、念、を、と、つ、文、の、心、を、刊、し、  
この、心、の、心、の、心、の、心、の、心、の、心、の、心、  
存、し、居、る、を、惜、む、心、也、と、い、う。

○是、人、應、為、の、春、意、に、  
九、右、之、と、い、う。

應奉書行形評

寫鏡一

奇、玩、の、能、之、持、皆、無、不、可、喜、而、其、最、足、後、人  
者、獨、以、春、意、為、魁、矣、夫、遠、而、近、者、非、意  
之、愛、乎、無、根、而、固、者、亦、非、情、乎、但、愛、情、深、厚、  
情、不、可、制、猶、如、磁、石、引、針、琥珀、拾、芥、持、奈  
之、何、而、抑、遏、也、華、人、稱、此、等、曰、竹、籠、底、書  
者、蓋、其、意、在、禁、絕、不、先、人、矣、大、中、君、以  
獲、田、山、應、奉、所、心、減、筆、畫、行、三、頁、余、一  
又、送、其、唐、酒、官、長、而、觀、之、純、字、稱、賦







評揚人評 是余賦香齋六詩云、洞房夜半  
金屏外解帶解了、收紙有聲、村舍他  
人之影響也、北大橋中情、形流、既志壯  
破戒、各異其軌、惟不出畫家臆、遂而  
奇、敬言、暢明矣

○搦扇志一冊を精々、寛政五年京都に於て刻  
す所より、書出搦扇志と云ふ、扇の由来、歴史を垂  
しく叙し、そのついで、扇に關係ある古畫を、數  
ヶ所に點綴し、終に扇の繪、形、物、志、心、おもしろ及ぶ  
趣味、あり、ついで、上巻と云ふところ、又、この也、作者  
ハ近江大掾入道西尾其美、此とあり、是、首に、其人

の序、とも勲あり、是、尾に伊藤善親の撰、語あり  
善親を伊藤仁富の末裔也、西村を多分、知、心  
三浦河守、新、この、善、業、の、序、あり、と、心、り、す  
七の、らん、か、今、を、極、め、を、稀、觀、に、属、す、自、新、入、本、を  
修、補、し、る、もの、ある、を、珍、と、し、て、價、不、廉、也  
○拍、似、珠、の、玉、を、刻、し、以、法、帳、を、余、の、集、め、た、女、の、文、に  
六七種とあり、か、その、一本、を、得、た、のが、珍、と、し、て、い、ま、  
ハ七種、子、致、文、の、序、に、あり、其、享、保、十、年、の、後、  
以、款、う、ち、り、て、刻、者、森、城、山、人、源、宗、の、跋、に、あり、致、文、  
の、刻、本、は、白、紙、の、叙、に、あり、り、今、を、記、隠、し、  
る、の、が、い、こ、ん、を、寸、尺、の、大、き、い、よ、め、に、豎、を、大、四、寸  
餘、と、あり、ぬ、を、い、ま、思、ふ、と、刻、本、の、叙、の、原、形、に、無



のことば、遂にさへし、叙の由実、孰と見ざる、紀侯  
の痛に依るとある、七経皇子致文に、此の西の山井  
出の花若しあることと、言ふもむしとある。

○英王の下院に、哀の世世あると、逸の古き事、美し  
しと上院も一人の女性あり、但し近年世世の母也  
歟とある、婦人參政権を叫ぶ、固体と上院は  
婦人の世を安んずることを執印し、ロンドン夫人

を、と終る、皇太子の世に、御親せしむる、御、皇  
帝も、母と其の御親を、上院に、用済むる、結果  
に、及、妻も、母とあり、とある、捨る、世も、七、世  
し、と、出、婦人と、権利ある、ことと、主、強し、妻、あり、  
を、之、れ、も、可、し、し、と、ある、本、令、御、松、も、り、大、多、數  
を、以、て、否、決、し、た、う、と、い、わ、れ、流、石、に、英、王、を、保、守、し、  
あり、と、ある、と、ある、と、上、院、も、之、れ、を、認、む、る、の、由、  
え、ん、と、ある、伊、豆、孫、弟、昨、日、本、人、に、載、せ、た、一、文、  
中、英、王、の、貴、族、殊、に、貴、族、の、支、人、に、寄、り、と、授、く、  
の特、例、ある、ことと、ある、ボー、コ、ン、ス、レ、イ、ル、ド、夫、人、の、  
良、人、に、先、比、ち、授、寄、り、の、由、を、二、文、に、け、た、る、ことと、ある、  
授、寄、り、の、奏、御、ある、か、の、旨、の、旨、お、た、り、し、良、人、あり、し、



ことごとく日本を誇りし  
又んば其の奥の思をうせし  
あるものも、あつた  
の切後にあつた

何れの國でも貴族の配偶者は、例へば伯爵の配偶者なら伯爵夫人、子爵の配偶者なら子爵夫人と云ふ風に、何れも夫の肩書で何々夫人と呼ばれるのである。前に挙げたレデー・アスターにしても其の通りで、彼女が子爵夫人で通るのは子爵の配偶者であるからである。ところが同じ子爵夫人でもレデー・ロンダの方はさうでない。レデー・ロンダの持つてゐる子爵夫人の肩書は自身に附いたもので、彼女自身に所有権がある。これは英國特有の制度で、貴族の配偶者や何かと區別するため特にこれを『彼女自身の権利による婦人貴族』 *peers in her own right* と云つてゐる。英國に初めて婦人貴族の出来たのは随分古いことで、其の他十七世紀と十八世紀には婦人の一代貴族もあつた。婦人の一代貴族はジョージ二世以來なくなつたが、婦人貴族の方は既に存在してゐる

婦人貴族の中でも、さう云ふのはまた一種特別で、相續によつてなるのは自ら事情が違ふ。デズレーリ夫人の場合の如き殊にさうである。一體、英國では授爵の奏薦するのは總理大臣で、宮内省には全然關係がない。然しデズレーリ夫人が婦人貴族になつたのは、果して總理大臣の奏薦によつたものか何うかは久しい間の疑問であつた。と云ふのは授爵の奏薦をするのは成るほど總理大臣であるが、これは原則で、此の外にまた除外例がある。それは君主自身の意思によつてデズレーリなりグラッドストーンなりを貴族にすると云ふやうな場合で、さう云ふ特別の場合には、總理大臣の奏薦を待たず、突如として本人に恩命が降ることがある。ところでデズレーリ夫人の場合は、デズレーリ其の人の總理大臣時代であるから、普通の手續を履んだものとすると、總理大臣自から自分の細君を奏薦して貴族にしたものと見るより外はないが幾らデズレーリでも眞逆にそんなことは遣るまい。さうすると何うしてもこれは女皇の意思に出でたものと解釋する方が至當である。それともデズレーリがお手盛りで自分の細君を貴族にしたのであらうか。何れにしても門外漢の想像に過ぎなかつたのであるが、一九二〇年に至り、前にタイムスの主筆だつたバツタルのデズレーリ傳(第五卷)が出て、始めて五十年來の謎が解けた。即ちデズレーリ夫人が夫に先だつて貴族になつたのは斯う云ふ事情である。一八六八年に行はれた總選舉の結果、デズレーリ内閣は多数を失つたので、總辭職をすることになつた。デズレーリが夫人の事に就て上奏したのは、それから十日ばかり前であつた。當時デズレーリは

そんなら一體、婦人貴族とは何んなものかと云ふと、貴族の當主がなくなつて、男性の相續人がない時に、英國では日本と違つて、なくなつた當主の娘なり孫娘なりが相續する。婦人貴族の大多數はかう云ふ風にして其の權利を取得するのである。レデー・ロンダの如きも其の一人で、彼女はロイド・ジョージ内閣の食糧大臣として令名を博したロンダ子爵の一人娘である。だから子爵夫人は子爵夫人でも、レデー・ロンダの方は彼女自身が子爵家の當主で、レデー・アスターの如く夫の肩書で光つてゐるのとは全然、性質が違ふ。現に英國の婦人でレデー・ロンダの如く貴族になつてゐるのは總數二十三人あつて、公爵一人、伯爵二人、子爵一人、男爵十九人と云ふ内譯になる。此等は何れも男性の相續人がなくて女性に相續人になつたのであつて、中には他へ嫁してゐるものもあるが、さう云ふ場合でも彼等は貴族としての權利を喪失しないのみならず、子があれば子に權利が移つて、相續人のあらん限り、連綿として永久に傳はるのである。要するに英國に於ける婦人貴族の制度は貴族としての婦人の權利を立派に承認したもので、結婚によつて權利を喪失しないところに婦人貴族としての特權がある。その他、婦人貴族の中には、極めて少數ではあるが、何うかすると相續によらずして貴族になるのがある。ピット夫人及びデズレーリ夫人の如きはそれである。而かも兩夫人とも夫に先だつて貴族になつたのは面白いではないか。

### 夫は平民、妻は子爵

内閣の最後と共に政界を引退するつもりであつたが、思ふところあつて決心を翻へし、反對黨の首領として第一線に立つたことになつた。彼の議會生活は三十一年に亙り、内閣に列したことも一再ではなかつた。さう云ふ閱歷のある政治家が内閣を明け渡す場合に、爵位を賜はるのは當時の慣例であつたが、デズレーリは自から其の名譽を取る代りに、『女皇に次で自から負ふところ大なる一人』の婦人に對して其の名譽を與へられんことを奏薦したのである。これは例のないことではない。即ち十八世紀には、大ピットの夫人が夫に先だつてチャタム男爵夫人になり、十九世紀にはラッセル内閣の檢事總長ジョン・キャンベルの夫人がラッセルの奏薦によつて同じく男爵夫人になつた事實がある。唯だデズレーリ夫人の場合と異なるのは奏薦者が何れも夫自身でなかつたことで、デズレーリの如く總理大臣として自分の細君を貴族に奏薦したのは何と云つても珍無類の事實である。そしてデズレーリ自身も後には伯爵になつてピーコンスフィールド卿と稱せられたが、其の時には最愛の夫人はもうゐなかつた。元來デズレーリと夫人とは十三連ひの夫婦で、結婚當時デズレーリは三十六で夫人は四十九であつた。それから夫人が夫の奏薦によつてピーコンスフィールド子爵夫人になつたのは七十六の時で、夫人の健康は其の前から餘ほど衰へてをつた。彼女は三十年間デズレーリと苦樂を偕にした最愛の夫人で、而かもデズレーリが五回も六回も選舉に落選して、未だ政界に名を成さない時に當つて、早くもデズレーリの天才であることを發見し、彼は數年ならずして第一流の政治家になるだらうと豫言したは







無味極まるものとは極まりてある、勿論地味もある  
てゝ作事業のあり様をいひて切らざるゝあるとあるといひ  
とう王長多院の職人信の<sup>て</sup>丈とあるを以て  
して著る<sup>て</sup>形式を合と脱してある  
その著る<sup>て</sup>信<sup>て</sup>と<sup>て</sup>人<sup>と</sup>と<sup>て</sup>言<sup>は</sup>る<sup>て</sup>十七年<sup>の</sup>言<sup>は</sup>る<sup>て</sup>級  
といふ<sup>て</sup>ある<sup>て</sup>所<sup>の</sup>も<sup>と</sup>ある<sup>て</sup>と<sup>て</sup>著<sup>る</sup>長<sup>院</sup>の<sup>よ</sup>ひ<sup>て</sup>ある<sup>て</sup>  
う、











